

## 平成26年第3回長南町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年9月10日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
  - 日程第 3 会期決定の件
  - 日程第 4 諸般の報告
  - 日程第 5 行政報告
  - 日程第 6 報告第 1号 平成25年度長南町健全化判断比率について
  - 日程第 7 報告第 2号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
  - 日程第 8 報告第 3号 平成25年度長南町ガス事業会計資金不足比率について
  - 日程第 9 議案第 1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 日程第10 議案第 2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 日程第11 議案第 3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 日程第12 議案第 4号 長南町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第13 議案第 5号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第14 議案第 6号 平成26年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
  - 日程第15 議案第 7号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
  - 日程第16 議案第 8号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第17 議案第 9号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第18 議案第10号 平成26年度長南町笠森壺園事業特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第19 議案第11号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
  - 日程第20 認定第 1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第21 認定第 2号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第22 認定第 3号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第23 認定第 4号 平成25年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第24 認定第 5号 平成25年度長南町笠森壺園事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第25 認定第 6号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 日程第26 認定第 7号 平成25年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
-

本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

出席議員（14名）

1番	林	義博	君	2番	吉野	明夫	君
3番	大倉	正幸	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂	田健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	片岡	義之	君	会計管理者	岩崎	利之	君
総務課長	野口	喜正	君	総務室長	田中	英司	君
企画財政室長兼 政策室長	常泉	秀雄	君	住民課長兼 税務住民室長	唐鎌	幸雄	君
保健福祉室長	荒井	清志	君	事業課長兼 農業推進室長	御園	生明	君
産業振興室長	岩崎	彰	君	地域整備室長	松坂	和俊	君
ガス事業室長	大杉	孝	君	教育課長	蒔田	民之	君
学校教育室長	浅生	博之	君	給食所長	中村	義貞	君
生涯学習室長	石野	弘	君				

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊	功一	書	記	加納	光輝
書記	鈴木	直幸				

---

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は平成26年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

今年の夏場は、昨年の最高気温であった41度を更新はしなかったものの、地球温暖化傾向が進む中、35度以上の猛暑日がたび重なるなど、非常に暑い夏となりました。そのような中、日本列島の各地で、特に西日本を中心として大災害が発生いたしました。広島などでは、同じ場所で次々と積乱雲が発生し続けるバックビルディング現象による豪雨で非常に大きな災害が起こっており、今なお避難住民が苦境の生活を強いられている状況であります。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

先般、第二次安倍改造内閣が発足し、内閣に女性5人を登用するなど、女性が活躍できる社会や地方に目を向けた地方創生に全力を注ぐための実行実現へ向けて安倍内閣は始動いたしました。新たな体制の中で、特に地方の再生に向けた各種政策に期待をしているところでございます。

さて、平成26年度も上半期が過ぎようとしておりますが、計画しております各種事務事業につきましては、皆様方のご理解とご協力をいただく中で、順調に推移しているところでございます。

主な事業としては、保健福祉分野での臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特例給付金事業、防災分野では、防災行政無線デジタル化事業、基盤整備分野では、今年度からスタートした地籍調査事業などでございます。

また、花火大会については、長南町特有の打ち上げ音を山合いに響かせ、色彩鮮やかな約3,500発の花火が打ち上げられ、観光客の気持ちを和ませました。来場者数は、お盆休みとも重なり、また圏央道の効果もあって約5万人となりました。盛況のうちに終了できましたことは、議員各位はもとより、町民の皆様のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

さて、本定例会でご審議をお願いいたします案件につきましては、報告3件、新規条例3件、条例の一部改正2件、補正予算6件、決算認定7件、人事案件1件の合計22件でございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

---

### ◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成26年第3回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 丸 島 な か 君

11番 石 井 正 己 君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る9月1日に委員会を開催し、平成26年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、報告3件、議案11件、各会計決算認定7件、同意1件の計22議案が提出され、一般質問は7人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日10日から17日までの8日間とすることに決定いたしました。

また、本定例会に提出されております平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託をして詳細に審議すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成26年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日10日から17日までの8日間としたいと思

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日10日から17日までの8日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告3件、議案11件、認定7件、同意1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成26年5、6、7月分の例月出納検査結果、議長等が出席した主な会議報告並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました、教育委員会の点検及び評価報告書等については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告は終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、職員採用試験についてでございますが、本年度の職員採用試験につきましては、8月15日に公募を締め切り、一般行政職については25名、土木職については1名、管理栄養士については5名の申し込みがありました。今後の日程につきましては、1次試験の一般教養試験及び作文試験を9月21日に実施し、2次試験の面接試験は11月中旬ごろを予定しております。

次に、長南町過疎地域自立促進計画の変更についてでございますが、本計画につきましては、先般の6月定例議会において、その内容の一部変更について県と調整中である旨のご報告をさせていただきました。その内容は、小学校の統合に向けた現状と現行計画との整合を図るとともに、事業への過疎債の充当を可能なものとするため、計画の一部を変更しようとするものでございます。

県との調整の結果、今般の一部変更は、計画全体に及ぼす影響が大きいものではなく、議会の議決を要しない軽微な変更であり、変更の内容についても異議ないとの回答を6月24日付でいただいていることから、今回ご報告をさせていただくものでございます。

次に、インター周辺、千田地先の開発事業についてでございますが、圏央道茂原町内インターチェンジ周辺の千田地先において、宅地開発事前協議申出書の提出がありました。この開発申請は、国道409号沿いの千田交差点とホームセンターコメリとの中間に位置し、以前ホームセンター進出の計画があつて、農振除外を行った

場所でございます。

開発の内容ですが、面積は3,606平米で、ドラッグストア（物品販売）と、デイサービス（福祉施設）を併設した施設であります。

建物は鉄骨造りの平屋で、延べ床面積は1,340平米となっております。現在、町との協議は調い、県と農地転用、宅地開発等の許可について協議中であります。

今後の工程ですが、10月から宅地造成、来年1月から建築工事に着手し、4月のオープンを予定しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） これで、行政報告が終わりました。

---

### ◎報告第1号～報告第3号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第6、報告第1号 平成25年度長南町健全化判断比率についてから日程第8、報告第3号 平成25年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてまでを一括して報告を求めます。

報告第1号の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、報告第1号 平成25年度長南町健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、法律に基づきまして地方公共団体は毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するとともに公表することが義務づけられております。この規定に基づきまして、本定例会におきましてご報告をさせていただくものでございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 平成25年度長南町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度長南町健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町健全化判断比率でございます。健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、また将来負担比率がございます。この4つの指標をもちまして、地方公共団体の財政が健全であるかどうかを判断するものでございまして、平成25年度の本町は4つの指標とも全て早期健全化の基準を下回っておりますので、適正なものであるとのご意見をいただいたところでございます。

まず、①の実質赤字比率、また②の連結実質赤字比率は、平成25年度に赤字となった会計はございませんでしたので、表示されておられません。

③の実質公債費比率は、昨年度に比較し1.3ポイント減の12.3%、④の将来負担比率は、同じく9.5ポイント減の93.9%と、いずれも早期健全化基準の数値、25%と35%を下回っているところでございます。

この早期健全化基準を上回りますと、財政健全化団体に指定されまして、財政健全化計画を策定し、自助努力で財政再建に取り組むこととなります。また、一番右の欄でございますが、財政再生基準の数値を上回りますと、財政再生団体に指定されまして、国の管理下で財政再建を目指すこととなります。

それでは、個別の指標についてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の平成25年度長南町健全化判断比率説明資料をごらんいただきたいと思います。

4ページ目をお開きいただきたいと思います。

4ページでございますが、連結実質赤字比率等の状況ということでございます。表の左上が一般会計と笠森霊園事業特別会計とを合わせました普通会計の実質赤字比率となります。実質的な赤字が生じておりませんので、負の値で表示されております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは全ての会計を合算いたしました地方公共団体全体の赤字の比率でございます。

左下の長南町国民健康保険特別会計から、右中段の農業集落排水事業特別会計まで、全ての数字が黒字でございますので、これも赤字比率として表示されることはございません。

次に、5ページ目をお願いします。実質公債費比率の状況でございますが、地方公共団体の標準財政規模に対する公債費の割合を示す指標でございます。

一番右下に計算式を記載しておりますが、この計算式を用いて、平成23年度、24年度、また25年度のそれぞれの実質公債費比率を計算いたしまして、3年度の平均をした数値が12.3%、中段の一番右になりますが、12.3%となります。

これにつきましては、長生広域組合をはじめとする一部事務組合が借り入れました地方債に係る負担金、公債費に準ずる債務負担行為の額が減少してきておりまして、徐々にではございますが、この比率が改善してきております。

続きまして、6ページ目をお開きいただきたいと思います。

将来負担比率の状況でございます。

地方公共団体が将来支払っていくべきものとしては、地方債や債務負担行為だけでなく、職員の退職手当や一部事務組合への負担、公営事業会計等の負債などがございます。このような将来見込まれる全ての負担、負債を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較したものが将来負担比率となります。

算式といたしましては、一番上、上段の将来負担額から中段の充当可能財源等を控除した数値を標準財政規模から交付税に算入された公債費を差し引いた額で割り返したものとなります。将来負担額の減少と充当可能財源等が逆に増加したことによりまして、平成24年度と比較いたしまして9.5ポイント減少しております93.9%となりました。

大変雑駁でございますが、以上で長南町における平成25年度決算の健全化判断比率についてのご報告を終わらせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで報告第1号の説明は終わりました。

報告第2号の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長(岩崎 彰君) それでは、報告第2号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご報告を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

説明につきましては、別冊資料平成25年度長南町健全化比率説明資料によりまして、資金不足比率の算出についてご説明を申し上げます。

資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

農業集落排水は法非適用企業であり、その場合の資金不足比率は(9)の欄の資金不足額を(12)の欄の事業の規模で除した数値が資金不足比率となります。

具体的な数字で申し上げますと、表の(1)歳出額2億1,522万2,000円から(3)歳入額2億1,697万1,000円を引きますと、(6)のマイナス174万9,000円となります。この欄でマイナス数字となりますので、これは負債より現金、あるいは預金などの資産が多いことになりまして、資金不足は生じていないということになります。

次に、比率の算出でございますが、(8)の資金不足額・剰余額(連結実質赤字比率)の欄では、剰余額が174万9,000円となりますので、(9)の資金不足額(資金不足比率)の欄はなしとなります。

続いて、(10)の欄の営業収益の額マイナス受託収益の額は4,028万5,000円となりまして、この額が(12)の事業の規模となり、表の一番右側になりますが、初めに申し上げましたとおり、資金不足比率の欄、(9)を割りますと、資金不足比率は資金不足が生じていないため、比率はなしということになるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計における資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長(松崎 勲君) これで報告第2号の説明は終わりました。

報告第3号の説明を求めます。

ガス事業室長、大杉 孝君。

[ガス事業室長 大杉 孝君登壇]

○ガス事業室長(大杉 孝君) それでは、報告第3号 平成25年度長南町ガス事業会計資金不足比率についてご報告をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第3号 平成25年度長南町ガス事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度長南町ガス事業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。



それでは、健全化判断比率説明資料 8 ページで説明をさせていただきたいと思います。

8 ページをお願いいたします。

企業会計の資金不足比率の算出方法は、流動負債から流動資産を引いた額を営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額で割った数値が資金不足比率となります。

表の数字で説明いたしますと、(1) 流動負債であります未払い金など 8,836 万 8,000 円から、(3) の流動資産、現金預金などの 2 億 8,591 万 8,000 円を引きますと、(6) のマイナス 1 億 9,755 万円となります。ここでマイナス数値となりますが、これは負債の額より現金預金などの資産の額の方が多いため、資金不足を生じていないこととなります。よりまして、(9) の欄の資金不足額はなしとなります。

(10) の欄の営業収益の額引く受託工事収益の額は 6 億 792 万 1,000 円となり、この金額がそのまま (12) の事業の規模となります。

表の一番右側の資金不足比率の欄でございますが、(9) 割る (12) は資金不足を生じていないため数値なしとなります。

なお、ガス事業における資金不足比率は経営健全化基準は 20% となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、平成 25 年度長南町ガス事業会計における資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長(松崎 勲君) これにて報告第 3 号の説明は終わりました。

以上で報告第 1 号から報告第 3 号までの説明は終わりました。

---

#### ◎議案第 1 号～認定第 7 号の上程、説明

○議長(松崎 勲君) 日程第 9、議案第 1 号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 26、認定第 7 号 平成 25 年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長(平野貞夫君) 議案第 1 号から議案第 11 号までの議案及び認定第 1 号から第 7 号までの認定案につきましてご説明申し上げます。

議案第 1 号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 2 号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第 3 号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法ほか関連 3 法が成立し、平成 27 年度から新制度が始まります。この 3 つの条例は、新制度に向けて教育・保育施設、小規模な保育事業や児童クラブの設備及び運営の基準を定めるものでございます。

次に、議案第 4 号 長南町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は役場組織の機構改革に伴い、関係する 4 本の条例を改正する必要があることから、それぞれの条例の一部改正を

お願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は納期前納付報奨金について、昨今の低金利経済情勢並びに納税意識の定着化等により、既に一定の目的は達せられましたので、本制度の廃止をさせていただきたく、改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は歳入歳出それぞれに7,196万8,000円を追加し、予算の総額を40億5,913万7,000円にしようとするものでございます。

その主な内容ですが、平成28年1月1日からの番号制度の導入に伴う各種各電算システムの改修費、総務費では子育て中の母親の皆さんが集える施設の改修費を、民生費では保育所遊具の設置に係る経費を、衛生費では予防接種法の改正に伴う高齢者肺炎球菌及び水痘予防接種委託料を、農林水産業費では利根里地区土地改良事業に係る調停事件委託料をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、議案第7号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに152万円を追加し、予算の総額を12億152万円にしようとするものでございます。

次に、議案第8号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに31万4,000円を追加し、予算の総額を9,731万4,000円にしようとするものでございます。

次に議案第9号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに1,896万7,000円を追加し、予算の総額を10億8,116万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに333万3,000円を追加し、予算の総額を5,843万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第11号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、町道改良工事に伴う入れかえ工事及び白ガス管改善工事の推進による工事費の追加をお願いするものでございます。

次に、認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は47億2,700万6,570円、歳出総額は45億2,723万5,954円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億7,765万3,616円の黒字決算となりました。

次に、認定第2号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額12億1,741万8,959円に対しまして、歳出総額は11億4,886万3,299円で、歳入差引額6,855万5,660円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額9,629万5,061円に対しまして、歳出総額9,538万950円で、歳入歳出差引額91万4,111円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成25年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額10億2,880万5,407円に対しまして、歳出総額9億7,151万3,529円で、歳入歳出差引額5,729万1,878円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額7,050万4,771円に対しまして、歳出総額6,026万2,953円で、歳入歳出差引額1,024万1,818円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額2億1,697万970円、歳出総額2億1,522万1,832円で、歳入歳出差引額174万9,138円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成25年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収入6億6,458万9,941円、収益的支出6億4,965万5,928円で、経常利益として954万2,328円の利益を計上いたしました。当年度末処分利益余剰金は5,308万4,911円となり、うち3,000万円を建設改良積立金に積み立てをさせていただくものでございます。

以上が今議会に提案しております18案件の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長及び担当室長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時を予定しております。

(午前 9時43分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時01分)

---

○議長（松崎 勲君） 議案第1号から第3号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第1号の内容の説明をいたします。

議案書の7ページ目をお願いします。

議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

議案第1号から議案第3号までの3つの条例につきましては、平成27年4月から始まります子ども・子育て支援の新制度のために、その準備として制定をお願いするものでございます。参考資料によりご説明申し上げます。

ますので、参考資料の2ページ目をお願いします。

条例の内容の説明の前に、条例制定の経緯について簡単にご説明申し上げます。

1、施設事業の認可基準等について、基準制定に係る経緯でございます。

国では、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートすることになりました。

この新制度では、1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所に通じた共通な給付を行うこと。2つ目として、小規模な保育事業を地域型保育事業と名づけ給付を行うこと。3つとして、認定こども園、幼稚園、保育園の認定基準の一部を市町村に持たせること。また、小規模な保育事業の認定基準の全てを市町村に持たせることになりました。これにより、市町村の実情に合わせた教育・保育事業を展開することにより、待機児童の解消を図り、子育て支援の充実を図るものとしております。

これを受けて、全国の市町村では教育・保育施設の運営に関する基準、小規模な保育事業の設備・運営に関する基準、また放課後児童クラブの設備・運営に関する基準を制定する必要があることから、この定例議会に提案し、議決を受けるものでございます。

4ページ目をお願いします。

条例の制定については、国が示す基準を踏まえて町の基準を定めることとなります。国の示す基準には、従うべき基準と参酌すべき基準があり、これらの範囲内で町が決めることとなりますが、町の対応方針としては、町として特別な事情や特性がないので、国が定める基準とおりのものを町の基準とさせていただくものでございます。

5ページ目をお願いします。

(1)の特定教育・保育施設は、県の認可、町の確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育園などの教育・保育施設を言います。特定教育・保育施設に認可を受けますと、施設給付費の支給が受けられます。

(2)の特定地域型保育事業は、定員が19名以下の小規模な保育事業となります。市町村が認可することになり、保育の形態により4種の事業に区分されます。

①が家庭的保育事業、家庭的な雰囲気のもとで少人数、定員が5人以下を対象に行う保育です。

②の小規模保育事業は少人数、6人から19人以下を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで行う保育です。利用の人数の規模でA、B、C型に区分されます。

③の事業所内保育事業は、事業所内の保育施設などで従業員の子供と地域の子供と一緒に保育する事業です。利用人数により、保育所型と小規模型に区分されます。

最後の④の居宅訪問型保育事業は、障害、疾患などで個別に面倒を見るが必要な場合などに、保護者の自宅を訪問して一対一で行う保育となります。

それでは、条例の内容の説明を申し上げます。11ページ目をお願いします。

この条例の構成をまとめたものでございます。利用定員に関する基準で(1)の利用定員、運営に関する基準で、(1)利用開始に関する基準、(2)教育保育に提供に関する基準、(3)管理・運営に関する基準で構成されております。

12ページをお願いします。

主立った項目の内容についてご説明申し上げます。

項目の欄に括弧内に条例第4条、条例第37条と記載してありますが、これはこの項目に対応した条文のありかを示したものでございます。条文は議案書に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

まず、①の利用定員の設定に関することでは、特定教育・保育施設の利用定員を定めるものでございます。認定こども園は、利用定員の数を20人以上、保育所は利用定員の数を20人以上とします。特定地域型保育事業の利用定員は、家庭的保育事業は利用定員を1人から5人以下、小規模事業A型とB型は利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型は利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は利用定員の数を1人とするものでございます。

13ページをお願いします。

(2)の運営に関する基準の①内容手続の説明、同意規約では、教育保育の提供に当たっては、保護者に対して事前説明を行った上で同意を得ることを求めることとする。事前の説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申し出に対応して、文書の交付にかえて電子ファイル等を提供することも可能とするということになります。

③の定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考方法では、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、国の定める選考基準に基づき選考を行うことになるが、選考方法については明示を求めることとなります。幼稚園等では、抽選、先着順、建学の精神等、設置者の理念などに基づく選考を行うこと、保育所等では町が利用調整を行うこととなっております。

14ページをお願いします。

(2)の教育・保育の提供に伴う基準となります。

①の保育園教育要領、保育所保育方針等に沿った教育、教育・保育の提供では、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子供の心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。③の子供の適切な処遇では、利用児童の平等取り扱い、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の乱用防止の基準の記述となります。

17ページをお願いします。

(3)の管理運営等に関する基準でございます。①の施設の目的、運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示。施設の従業員に関する基準として②の秘密保持、個人情報保護、18ページをお願いします。③の事故防止及び事故発生時の対応、④の評価、⑤の苦情処理、⑥の会計処理、⑦の記録の整備、19ページにまいりまして、⑧の管理運営に関するその他の事項を国の示す基準を町の基準として制定するものでございます。

施行期日でございますが、子ども・子育て支援法の施行日となります。これは子ども・子育て支援法の施行日と連動させるもので、平成27年4月1日から施行するものと確認や認可の手続など、この条例の可決後施行するものとに区分をされます。

以上で議案第1号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第2号の内容の説明をいたします。

議案書の34ページをお願いします。

議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

この条例についても参考資料でご説明申し上げますので、参考資料の21ページをお願いします。

家庭的保育事業等については、議案第1号でご説明申し上げた特定地域型保育事業と同じ事業となっております。子ども・子育て支援法では特定地域型保育事業といい、児童福祉法では家庭的保育事業等を使い分けがされております。特定地域型保育事業と同様ですので、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業に区分されております。

22ページをお願いします。

この条例についても、国の示す基準を町の基準として定めさせていただくものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

23ページをお願いします。

家庭的保育事業者等が守るべき一般原則となります。条文では第5条に記述がされております。

24ページ、25ページにかけては、家庭的保育事業者等の共通事項の基準を記載してございます。

項目だけ読ませていただきますと、連携施設、一般的要件及び資質、職員の基準、非常災害、利用者のかかり、衛生管理、食事、健康診断、重要事項に関する規定、帳簿、秘密保持、苦情となります。

26ページをお願いします。

家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気の中で少人数、5人以下となりますが、きめの細やかな保育を実施します。保育従事者は家庭的保育者と家庭的保育補助者となります。職員の数は乳幼児3人につき1人、ただし家庭的保育補助者を置く場合は5人につき2人となります。設備面積の保育室等では、保育を行う専用の部屋が必要、部屋の面積自体は9.9平米以上となります。あと便所を備えることとなります。

野外遊戯室では、同一敷地内に幼児の野外における遊戯室等に適した広さの庭があること。ただし、付近に公園などの代替地があればなくても可、面積は2歳以上の幼児1人につき3.3平米以上。

次に、給食ですが、給食の方法は自園調理、ただし調理業務の全部委託が可能、また連携施設等からの搬入をしても可となっております。設備は調理設備が必要、職員は調理職員を置かなくてはならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は不要、また保育を行う乳幼児が3人以下の場合は家庭的保育補助者で対応が可能となります。

耐火基準等は火災報知器、消火器の設置、消火訓練、避難訓練を定期的実施すること。保育時間は1日8時間が原則、保育の内容は保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連携をとり、理解及び協力を得ることが家庭的保育事業の基準となります。

27ページをお願いします。

次に、小規模保育事業所A型です。

利用定員は6人以上19人以下となります。保育従事者は保育士、職員数は乳幼児おおむね3人につき1人、1歳以上3歳に満たない幼児についてはおおむね6人に1人、設備面積は保育室等では満2歳以上未満には乳

児室または保育室が必要、面積は1人につき3.3平米以上、満2歳以上の場合は保育室または遊戯室が必要、面積は1人につき1.98平米以上、また保育に必要な用具、便所を備えることが必要、以下、給食、耐火基準等は、家庭的保育事業と同様な基準となっております。

28ページをお願いします。

次に、小規模保育事業B型です。

利用定員はA型と同じ6人以上19人以下となります。保育従事者は保育士と保育従事者となります。ただし、保育士の割合は2分の1以上となります。以下、基準はA型と同じとなります。

29ページをお願いします。

次に、小規模保育事業C型です。

利用人数はA、Bと比べ若干少なくなりまして、6人以上10人以下となります。家庭的保育事業に近い形態となります。保育従事者は家庭的保育者と家庭的保育補助者となります。職員数は乳幼児おおむね3人につき1人、設備面積は保育室等では満2歳未満には乳児室またはほふく室が必要、面積は1人につき3.3平米以上、満2歳以上の場合は保育室または遊戯室が必要、面積は1人につき3.3平米以上、以下の基準はA型と同じとなっております。

30ページをお願いします。

居宅訪問型保育事業でございます。

事業の内容は障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難と認められる乳幼児に対する保育となります。保育従事者は家庭保育者、職員は乳幼児1人につき1人となります。保育時間は1日8時間が原則となります。

31ページ目をお願いします。

次に、事業所内保育事業です。

事業所の保育施設で、従業員の子供と地域の子供を一緒に保育する事業となります。利用定員は20名以上が保育所型となります。保育従事者は保育士、職員数は乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上3歳に満たない乳幼児の場合はおおむね6人につき1人となります。設備面積、設備の保育室では満2歳未満は乳児室、1人につき1.65平米以上、ほふく室は3.3平米以上、満2歳以上は保育室または遊戯室が必要、面積は1人につき1.98平米以上が必要となります。以下の基準は小規模保育A型と同じとなっております。

32ページをお願いします。

小規模型事業所内保育事業です。

利用定員は19名以下となります。保育従事者は保育士と保育従事者となります。ただし、保育士の割合は2分の1以上となります。職員は乳児につきおおむね3人に1人、満1歳以上3歳に満たない幼児の場合はおおむね6人に1人となります。設備面積の保育室等では、満2歳未満は乳児室またはほふく室が必要、面積は1人につき3.3平米以上、満2歳以上は保育室または遊戯室が必要で、面積は1人について1.98平米以上が必要となります。以下の基準は小規模保育A型と同じとなっております。

33ページをお願いします。

事業所内保育事業では、利用定員により地域の乳幼児の受け入れの枠を設けることとなります。利用定員が

1名から5名の場合は地域枠が1名、11名から15名の場合は地域枠を4名、利用定員が61名以上になりますと地域枠20名の受け入れをお願いすることになります。

34ページをお願いします。

施行期日でございますが、この施行期日につきましても、子ども・子育て支援法の施行の日となります。

以上で議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての内容の説明を終わります。

続きまして、議案第3号の内容の説明を申し上げます。

議案書の57ページをお願いします。

議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを次のように制定する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

この条例につきましても、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の35ページをお願いします。

この放課後児童健全育成事業とは、放課後児童クラブの事業のこととなります。現行では事業の運営等に関する法令上の基準もなく、県の示すガイドラインに沿って実施をしておりましたが、新制度のスタートに向けて改正が行われ、事業実施主体は市町村と従来どおりですが、事業の開始届けは今までは都道府県から今度市町村へ移ってまいります。また、事業の基準は今まではガイドラインだけとなっておりますが、今度はそのガイドラインと新たに市町村が定める基準で行われることとなります。

対象児童については、今まではおおむね10歳未満の児童から小学校就学前の児童という形で変わります。ちなみに長南町ではこの改正に先駆けて、今現在児童クラブでは小学校6年生まで受け入れをしているということになります。

それでは、36ページをお願いします。

この条例も国の示す基準を町の基準として定めるものでございます。

37ページをお願いします。

(1)の利用定員に関する基準です。最低基準の目標と最低基準の向上については、この事業が守るべき最低基準と基準の向上の記述となります。

事業の目的では、放課後児童健全化育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭地域と連携のもと発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとしております。

38ページをお願いします。

一般原則として、事業者の守るべき基準を記述してあります。

従事する者では、従事する者は放課後児童支援員として千葉県知事が行う研修を修了した者でなければならない。その要件としては、39ページになりますが、保育士、社会福祉士、高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者、教職員免許を有する者、大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者、高等学校を卒



業した者等であり、かつ2年以上の放課後児童健全育成事業に類する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者となります。

員数は放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上となります。

40ページをお願いします。

児童の集団の規模でございますが、1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする。簡単に言えば1クラス40人以下とするものでございます。

施設設備では、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の確保がされたものが必要となります。区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平米以上となります。

開所日数は1年につき250日以上が原則、開所時間は小学校の授業の休業日については1日8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日3時間以上を原則としております。

41ページをお願いします。

その他の基準では、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等運営規定、42ページにいきまして、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、秘密保持等、苦情等への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応の基準をそれぞれ設けるものでございます。

43ページをお願いします。

施行期日は子ども・子育て支援法の施行日とするというものでございます。

以上で議案第3号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての内容の説明を終わります。

議案第1号から議案第3号まで、続けて雑駁な説明となってしまいましたが、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号から第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案書の65ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号 長南町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように制定する

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、まず最初に今回のこの役場行政組織を改正、改編するまでの経緯につきまして、若干ご説明したいと思います。

ご案内のとおり、現在の大課制度につきましては、平成21年度に始まった第4次行政改革による第4次定員適正化計画などにより、役場の職員数の減少減員やその時代の時代、時代の要請に応じた形で、その都度、課や係の統廃合を少しずつ軽微であります、平成19年から進めてきております。この現体制の大課制度につきましては、平成22年度にでき上がり、この5年間、実施、施行されてきたところでございます。

しかしながら、今回行政トップの町長の交代などによる大きな転換期を迎え、あるいはその他次に掲げる要

因から行政組織を大幅に見直し、再編することとなりました。

まず、その要因といたしまして、第1点目、まず県からのパスポート業務の移行、あるいは今説明のあった子ども・子育て関連法案などによる権限移譲による事務量の増大化を見据えて、将来の業務形態に応じた課の設置をしなければならない。

2点目として、イノシシ、あるいはアライグマ、ハクビシン、そういった有害鳥獣に的確に対応する新しい課の設置など、あるいは今直面している課題を担当する課名、係名などが誰からも一般町民にとってすぐ判別できるような組織として、そして町民に親しまれる課を基本コンセプトに、スリムでコンパクトな必要最小限の課として、また各課、各係の業務の責任体制の明確化などを中心に、改正作業を進めてきたところでございます。

それでは、議案書の66ページをごらんいただきたいと存じます。あわせまして、参考資料の44ページ以降をごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の改正につきましては、役場組織条例の一部改正となりますので、関連する原因内容も同一となることから、長南町行政組織条例の一部改正を筆頭に、2つ目の長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正、3つ目の長南町小中一貫校設立委員会設置条例の一部改正及び最後、4つ目の長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正の4本をまとめまして、この表題部のところに組み込んで同時に一部改正を行うものでございます。

まず、最初の長南町行政組織条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条 長南町行政組織条例（昭和58年長南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改めるものでございます。

（1）総務課、（2）企画政策課、（3）財政課、（4）税務住民課、（5）保健福祉課、（6）産業振興課、（7）農地保全課、（8）建設環境課でございます。

参考資料の44ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

これを見ればおわかりのとおり、右側に新旧対照表で現行の組織、左側が改正案ということで、今この3課、総務課、住民課、事業課ですけれども、改正案といたしましては、今申し上げたとおり8課を設置するものでございます。

提出理由といたしましては、役場組織の活性化、住民にわかりやすく親しまれる課及び将来の業務に備えた適切な組織運営等を目指し、大課制から現課単位によるスリムでコンパクトな組織体制を編成するため、町の行政組織条例を一部改正するものでございます。

それでは、次に議案書の66ページにお戻りいただきまして、次は第2点目の長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第2条長南町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年長南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるものでございます。

この給料表は67ページから69ページとなっておりますが、あわせて参考資料の45ページをごらんになっていただきたいと思っております。

この新旧対照表、いわゆるこの行政組織の改正に伴いまして、今まで右側が現行の1級から8級までの職務の級が今度は8級欄が削られて、1級から7級までになるというような変更となるものでございます。

次に、議案書の70ページをごらんいただきたいと存じます。

長南町小中一貫校設立委員会設置条例の一部改正でございます。

第3条長南町小中一貫校設立委員会設置条例（平成26年長南町条例第7号）の一部を次のように改正するものであります。第7条中「学校教育担当室」を「学校教育担当課」に改めるものでございます。

参考資料につきましては、46ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、これは今申し上げたとおり、単純に現行体制の第7条の庶務の室の名称が学校教育担当室から学校教育担当課に改正されるというものでございます。

次に、議案書同じく70ページでございます。

4番目、長南町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第4条長南町ガス事業の設置等に関する条例（昭和50年長南町条例第20号）の一部を次のように改正する。第3条第2項中「事業課」を「ガス課」に改めるものでございます。

参考資料につきましては47ページ、この箇所の第3条のところの下線で示してございます、現行体制の事業課をガス課に置くという変更をするものでございます。

最後、附則の施行期日についてですけれども、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第5号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第5号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

次のページをお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、一番最後のページになります、新旧対照表をお配りしておりますので、48ページですが、あわせてごらんをお願いいたします。

今回の改正は、個人町民税及び固定資産税におけます納期前納報奨金を廃止する改正であります。今まで町民税におきましては限度額で4,900円、固定資産税で限度額6,650円を第1期の納期に2期、3期、4期分まとめて前納された場合に税額から報奨金部分を差し引いて交付しておりましたが、来年度からは廃止をさせていただきますというものでございます。

廃止をさせていただきます理由といたしましては、1点目といたしまして、現在におきましても引き続いての低金利経済情勢であること。2点目といたしまして、近年納税は国民の義務であるとの納税意識が定着化してきており、前納したことによる報奨金の支出について疑問視される面があること。3点目といたしまして、早期の町税の納付により、町財政に多大の利点があった時期もございましたけれども、現在においてはその影響が少なくなってきていること。4点目といたしまして、個人県・町民税において、給料、年金からの特別徴収の場合には報奨金は交付されず、平等性を欠くとの指摘がされていること。さらに5点目でございます。コンビニ収納を平成26年度から開始いたしました。前納報奨金の交付にはシステム上対応できず、金融機関等の窓口支払い、あるいは口座引き落としの場合と不平等が生じてしまうこと。最後ですが、県内市町村におきましては、26年度実施している団体は6団体であり、郡内では長南町と長柄町だけとなっております。ほとんどの市町村で廃止されていること。

これらの理由によりまして、改正をさせていただきたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

具体的な改正につきましては、第42条第2項及び第70条第2項に規定してありますので、それぞれの第2項全体を削らせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第5号の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案6号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の73ページをお開きいただきたいと存じます。

議案6号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）について。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,196万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,913万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方債の補正でございます。

地方債の追加、変更は第2表地方債補正によるものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございます。

1の追加では、起債の目的を緊急防災減災事業といたしまして、3,200万円を借り入れるものでございますが、これは防災行政無線デジタル化工事の起債の目的を県との協議により、過疎対策事業から変更させていただくものでございます。

2の変更でございますが、ただいま申し上げましたが、防災行政無線デジタル化工事に係る起債の目的を過疎対策事業から緊急防災減災事業に変更することに伴いまして、過疎対策事業を減額するものでございます。

なお、緊急防災減災事業も過疎対策事業と同様に元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

また、最後の臨時財政対策債につきましては、本年度の普通交付税の算定の結果、起債の発行可能額が決定いたしましたので、500万円の増額変更をさせていただくものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

本補正予算でございますが、歳出の全般にわたりまして、広域市町村圏組合負担金の減額補正を計上してございます。これにつきましては、広域市町村圏組合分の総合事務組合退職負担金が徴収されないこととなったことによるものでありまして、合計で1,765万円の減額となっております。

また、平成28年1月1日からの番号制度の導入に伴いまして、総務費、民生費、衛生費におきまして、各電算システムの改修が必要となったことから、経費の追加を計上しております。番号制度システム改修に要する経費はそれぞれ13節の委託料で計上してございますが、その特定財源といたしまして、14款2項の国庫補助金、社会保障・税番号システム整備事業補助金とさせていただいてございます。本補助金につきましては、各電算システムの内容によりまして、2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、厚生労働省分、6目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、総務省分、中間サーバ・プラットフォーム分に分かれております。

以降、番号制度に関します特定財源の説明は、申しわけございませんが、省かせていただきたいと存じます。それでは、科目ごとにご説明申し上げます。

まず、2款の総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費の12節では、水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種が定期化されたことに伴います予診票の送付に要する郵便料の追加、19節では広域組合の総務費負担金の減額、番号制度に関する中間サーバ・プラットフォーム負担金を追加しようとするものでございます。

5目財産管理費では、譲与を受けました給田地先の旧TKC研修所を子育て中の母親の皆さんが集うことができる場所として使用するため、11節需用費で修繕料ほか90万円、12節役務費で手数料ほか9万9,000円、13節では浄化槽維持管理委託料ほか13万7,000円、15節工事請負費でフェンス門扉工事、また屋外遊戯場の整備工事で160万円、18節備品購入費で10万円、これは12ページになりますが10万円、合わせて283万6,000円を追加させていただこうとするものでございます。

また、その他といたしまして、議会事務局事務室のエアコンほか各備品購入費の追加をしようとするものでございます。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

10目無線共聴施設管理事業費では、道路改良に伴う電柱の移設、あるいは点検の結果による施設の維持に關しまして、15節で維持工事費400万円を追加するものでございます。

その他の特定財源につきましては、県からの地デジ無線共聴施設移設保障費52万4,000円を充当させていただいております。

13節諸費では、まず過去に支払った報酬等に対しまして、源泉徴収の誤りがあったため、22節で源泉徴収誤りに係る延滞税の追加及び23節固定資産税の土地現況課税に関する更生と個人住民税の修正申告に伴いまして、税等の還付金を追加させていただくものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費では、土地現況課税の確認作業を行うため、7節で臨時職員賃金及び9節で旅費を、また現況確認用の図面の作成経費といたしまして、11節の需用費で印刷製本費、また13節委託料では、番号制度に關しまして、税務事務システム改修及び宛名管理システム改修に係る経費を追加するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、前項と同じく番号制度に伴い、13節委託料で住民記録システム改修委託料に係る経費を追加するものでございます。

次に、3款民生費でございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料でございますけれども、これも番号制度の導入に伴います障害者自立支援システム改修に係る経費、また19節では広域組合の障害程度区分認定審査会の負担金の減額と、また飲用水等の確保が困難な長南の区域における家庭用井戸の設置、整備に対する家庭用飲用井戸等整備事業補助金の追加をさせていただくものでございます。

さらに、番号制度に關しましては、各特別会計でもシステムの改修を行うため、一般会計で歳入いたしました国庫補助金を国保特別会計、介護保険特別会計、一つ飛びますけれども後期高齢者医療費におきましても後期高齢者医療特別会計へ繰り出すため、所要額をそれぞれ追加するものでございます。

3目国民年金費におきましても、番号制度に關する年金システムの改修に係る委託料を追加するものでございます。

7目臨時福祉給付金事業費でございますが、支給の対象者がおおむね確定したことによりまして、19節の給付金の減額をするものでございます。特定財源の減額は国庫補助金の臨時福祉給付金事業費補助金となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。11節需用費では、紙おむつ用のごみ袋配布事業に伴います消耗品、ごみ袋の追加、13節委託料では、番号制度に關します児童手当システム、また児童福祉システムの改修に係る経費を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。

3目児童福祉費、15節工事請負費では、保育所の門扉改修工事の精算及び株式会社伊藤園から保育所遊具の寄附をいただきましたので、既存遊具の撤去、また新規の遊具の設置に伴う経費の追加をさせていただくものでございます。

4目子育て世帯臨時特例給付金事業費では、支給対象者が当初見込みより増加したことによりまして、19節

の子育て世帯臨時特例給付金の追加をするものでございます。特定財源につきましては、子育て世帯臨時特例給付金の国庫補助金となっております。

次に、4款衛生費でございます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料では、番号制度に関しまして、健康管理のパソコンシステム改修費用を追加するものでございます。

また、19節におきまして、広域組合の火葬場・斎場事業会計の負担金及び広域組合衛生費負担金の減額をするものでございます。

2目予防費では、水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種が定期化されたことに伴い、それぞれの予防接種に係る委託料を追加するものでございます。

3目母子健康費では、乳児用体重計の購入費経費の追加を、4目健康推進費では、受診者が当初よりも多く見込まれたことに伴いまして、後期高齢者の健康診査委託料の追加をさせていただくものでございます。

2項清掃費でございます。

15ページをお願いいたします。

1目塵芥処理費では、広域組合の衛生費負担金の減額をするものでございます。

次に5款農林水産業費でございます。

1項農業費、3目農業振興費では、人・農地プランに関します資料作成と農地利用図面作成のため、11節の消耗品費及び13節の人・農地プラン作成業務委託料を追加するものでございます。

19節では、まず3町合同イノシシ駆除参加者に支払う報奨等の見直しによりまして、実施主体である鳥獣被害防止対策協議会への補助金の追加、また対象事業の追加に伴う地域農業整備事業補助金の追加、また人・農地プランに基づく新規就農者を支援するための青年就農給付金の追加、さらに降雪によります農業施設の被害に対する被災農業者向け経営体育成事業補助金の追加をそれぞれ行うものでございます。

また、その他の特定財源につきましては、地域農業推進基金からの繰入金を充てさせていただいております。

7目ほ場整備費では、利根里地区の土地改良事業に係ります係争について、13節で利根里地区土地改良事業調停事件の委託料の追加、また19節では、利根里地区土地改良に関しまして、ポンプ用地を町が取得するため、土地改良事業創設非農用地換地取得用地負担金の追加及び多面的機能支払負担金の追加を、さらに22節では利根里地区換地清算金をそれぞれ追加させていただくものでございます。その他の特定財源につきましては、利根里地区の換地清算徴収金を充当させていただいております。

16ページをお願いいたします。

6款商工費でございます。

1項商工費、1目商工業振興費では、町、商工会が主体となる市の開催と、また復興支援のための出店に対して商工業振興事業補助金の追加をさせていただくものでございます。

2目観光費では、被災地派遣を行っております宮城県山元町の産業祭の際に販売する町特産品の購入費用といたしまして、8節一般報奨の追加をするものでございます。また、12節では、ただいま申し上げました販売する特産品の発送、また観光客のアンケートを実施するための経費として郵便料の追加をさせていただくものでございます。

13節では、5目の特定財源でございます県委託金、首都圏自然歩道管理委託金の増額に伴いまして、首都圏

自然歩道維持管理委託料3万2,000円の追加をするものでございます。

7款土木費でございます。

1項土木管理費、1目地籍調査費では、立ち会い通知等に要する経費が当初見込みよりも増加いたしましたことによりまして、12節の郵便料の追加をするものでございます。

また、2項道路橋梁費でございますが、2目道路維持費でございます。

道路法面の竹や木、竹木伐採に要する経費といたしまして、13節町道維持管理委託料の追加、15節工事請負費では、舗装修繕工事、舗装本復旧工事、道路維持工事、排水整備工事について、それぞれ追加をさせていただくものでございます。工事請負費につきましては、計で3,620万円でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、県の都市計画区域マスタープランの見直しに伴う作業に要する経費といたしまして、13節で長南町都市計画区域マスタープラン見直し業務委託料を追加するものでございます。

8款消防費でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

1項消防費、1目常備消防費では、広域組合の常備消防費負担金の減額をするものでございます。

3目消防施設費につきましては、これにつきましては総合事務組合の関係の退職負担金に係るものではなく、広域組合が実施する本町の消防機庫の整備に関する減額補正に伴いまして、広域組合の消防施設費負担金の減額をさせていただくものでございます。

9款教育費でございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、広域市町村圏組合の教育費負担金の減額、5項保健体育費、1目保健体育総務費では、4月の人事異動に伴う人件費の追加をさせていただくものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、10款の9ページでございますが、まず10款の地方交付税につきましては、一般財源の所要額として2,387万5,000円の追加をさせていただくものです。

12款、14款、15款のそれぞれの特定期源につきましては、歳出においてご説明をさせていただきましたので、説明のほうは省略をさせていただきたいと存じます。

18款繰入金でございますが、10ページになります。

1項4目の介護保険特別会計繰入金は、前年度の事業の清算に係るものでございます。

6目地域農業推進基金繰入金は特定目的基金からの繰り入れでございます。

20款諸収入、21款町債につきましても、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

なお、人件費の補正につきましては、18ページ以降にその明細を記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

大変雑駁でございましたが、以上で議案6号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第2号）につきましての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。





9款繰入金、2目一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れる額を番号制に伴いますシステム改修委託費の3分の2の額、20万1,000円を追加させていただくものでございます。

続きまして、10款繰越金でございます。

1項繰越金、2目その他の繰越金でございますが、131万9,000円を追加をさせていただき、総額5,031万9,000円とさせていただくものでございます。

なお、この結果、歳入歳出予算総額は12億152万円となります。

以上が議案第7号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容でございます。

続きまして、議案第8号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

議案第8号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算について。

平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度長南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらさせていただきます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,731万4,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

1款の総務費、2項1目徴収費、13節委託費は番号制に伴いますシステム改修費経費の補正でございます。特定財源は一般会計からの繰入金でございます。

4款の諸支出金、1項1目保険料税還付金並びに2目還付加算金でございますが、平成25年度以前の保険料のいまだ返還されていない分、27万円の追加の補正をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は広域連合からの収入でございます。

続きまして、戻りまして6ページの歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料でございますけれども、8万7,000円の追加をお願いするものでございます。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、2万8,000円の追加をお願いするものでございます。歳出で説明させていただきました番号制に伴います国からの一般会計を通して助成されるため、補正をさせていただくものでございます。

3款繰越金、1項1目繰越金では、平成25年度の決算に当たり、繰越金について7万1,000円減額させていただくものでございます。

4款諸収入、2項1目及び2目は、先ほど歳出で説明させていただきました保険料の還付の関係でございます。

以上が議案第7号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算及び議案第8号 平成26年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でしたが、ご審議賜りまして、ご可決をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第7号及び第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第9号の内容の説明を申し上げます。

議案書の76ページをお願いします。

議案第9号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書により説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に1,896万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,116万7,000円とするものでございます。

今回、補正をお願いする点は大きく2点でございます。

1点目は平成25年度決算で超過交付となりました支払基金からの交付金及び町からの繰入金を今回補正して返還するものでございます。

2点目は人事異動に伴う人件費の調整を今回の補正であわせて行うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

7ページをお願いします。

まず、第1款総務費、1項総務管理費は人件費の調整で、配置職員が2名から1名になったため、349万2,000円の減、番号制導入に係るシステム改修費23万8,000円の増、差し引き325万4,000円の減額となるところでございます。

4款の地域支援事業費、2項の包括的支援事業等費については、これも人件費の調整で配置職員が当初1名から2名になったため、475万7,000円の増額をお願いするものでございます。この事業の増額にあわせて、特定財源の国県支出金を281万5,000円、その他は町からの繰入金93万8,000円、一般財源は介護保険料で93万8,000円をそれぞれの財源割合で増額させていただくものでございます。

5款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、平成25年度の介護保険特別会計で超過交付となりました支払基金からの交付金1,122万5,000円を返還するものでございます。

2項の繰出金についても、平成25年度の一般会計からの超過繰り入れ分を一般会計繰出金として623万9,000円を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

3款国庫支出金、5款県支出金、8款繰入金の特定財源については、歳出のほうで今説明させていただきましたので省略させていただきます。

9款繰入金は一般財源となりますが、平成25年度からの繰越金1,954万8,000円の増額をお願いし、対応するものでございます。

なお、人件費の補正については、冒頭説明させていただきましたが、9ページ、10ページに明細を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第9号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第10号の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の77ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号 平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ333万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,843万3,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、7ページをお開きください。

今回お願いする補正の内容でございますが、人事異動による正規職員から非常勤職員への移行に伴います人件費の補正、また梅雨前線の大雨により霊園外周のり面で樹木及び土砂崩落があり、墓石を損壊したことから、これらの復旧と法面防止対策を講じるため、工事請負費の追加をお願いするものでございます。

7ページの歳出からご説明いたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございます。

人件費の正規職員から非常勤職員への移行、これは正規職員1名減、非常勤職員2名増の内容です。これに伴います2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減額、7節賃金、9節旅費の追加、これらを合わせ367万

8,000円の減額をお願いするものでございます。

また、2款1項1目霊園施設費では、梅雨前線の大雨により外周法面で樹木及び土砂崩落により、法面下の墓石、これは1区画でございますが、これが損壊したことから、この墓石の復旧に112万9,000円、樹木及び土砂の撤去工事に加え、付近法面の災害防除のため、大木の伐採、法面堆積土撤去等の法面補修に488万2,000円、このほか墓所の出入り口が斜面の箇所では高齢者に配慮し、手すり設置等などの安全施設整備に100万円、これらの工事のため、15節工事請負費701万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出合計では、333万3,000円の追加をお願いするものでございます。

この財源についての歳入でございますが、前の6ページをごらんいただきたいと思えます。

前年度の決算見込みから333万3,000円の繰越金を財源とさせていただいたところでございます。

8ページ、9ページは給与費の明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成26年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容を終わらせていただきます。

ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、大杉 孝君。

[ガス事業室長 大杉 孝君登壇]

○ガス事業室長（大杉 孝君） それでは、議案第11号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

議案書の78ページをお願いいたします。

議案第11号 平成26年度長南町ガス事業会計補正予算について。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、補正予算の別冊のほうをよろしく願いいたします。

平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思えます。

ガス事業会計補正予算（第1号）、第1条、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第2条収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款ガス事業費用191万3,000円を減額し、6億8,650万5,000円とさせていただくものでございます。

第3条資本的収入支出の不足額の補填財源を改めさせていただくものでございます。

3行目の中ほどになります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億12万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,044万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,115万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,502万2,000円、建設改良積立金2,350万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正をさせていただくものでございます。

第1款資本的支出2,947万4,000円を追加し、2億6,072万円とさせていただくものでございます。

2ページをお願いいたします。

4条給与費を改めるものでございます。

職員給与費1万1,000円を追加し、6,586万4,000円とさせていただくものでございます。

3ページをお願いいたします。

補正予算実施計画でございます。

収益的支出でございますが、1款ガス事業費用を191万3,000円を減額し、722万1,000円とさせていただくものでございます。

内容でございますが、1款2項供給販売費、5目退職手当組合負担金及び3項一般管理費8目退職手当組合負担金をそれぞれ人事異動に伴う追加とさせていただき、5項営業外費用では、建設改良費の追加によりまして、2目消費税及び地方消費税を再計算いたしまして、220万4,000円の減額とさせていただくものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出2,947万4,000円を追加し、1億6,038万5,000円とさせていただくものでございます。

内容でございますが、1項1目工事費では、町道利根里線道路改良工事に伴うガス管入れかえ工事及び白ガス管改善工事など2,975万4,000円の追加、7目退職手当組合負担金、人事異動に伴う減額でございます。

以上が資本的収入及び支出の内容でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額では、マイナス1億1,370万8,000円を予定し、平成26年度末の資金期末残高を9,313万3,000円と見込むものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。本年度3月末の見込みを税抜きで表したものでございます。

当年の純利益は、右側下から4行目で212万円を見込んでおるところでございます。

下の二重線になりますが、当年度未処分利益剰余金は2億9,490万1,000円の見込みとさせていただくものであります。

続きまして、6ページをお願いします。

予定貸借対照表でございます。資産の部では1、固定資産、2、流動資産で、一番下、二重線になりますが、資産合計15億8,887万3,000円の見込みでございます。

次の負債の部では、負債合計7億3,488万1,000円、次に資本の部では、右側下から2行目になりますが、資本合計8億5,399万2,000円、その下の二重線ですが、負債、資本合計15億8,887万3,000円の見込みとさせていただくものであります。

前の6ページの資産合計とただいまの負債資本合計が複式記帳の法則により、双方とも同額の見込みとさせていただくものであります。

続きまして、8ページ、9ページは給与費の明細でございます。

10ページにつきましては、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、平成26年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

（午前11時55分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（松崎 勲君） 次に、認定第1号の内容の説明を求めます。

会計管理者、岩崎利之君。

〔会計管理者 岩崎利之君登壇〕

○会計管理者（岩崎利之君） それでは、認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。議案書の79ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊のちょっと厚い本ですが、平成25年度長南町会計歳入歳出決算書に基づきまして、ご説明させていただきます。

2ページ目をお開き願いたいと存じます。

これは会計別決算の一覧でございます。

一番上の段、一般会計についてでございますが、予算額につきましては歳入歳出それぞれ同額の47億3,599万3,000円でございます。決算額につきましては、歳入では47億2,700万6,570円、歳出では45億2,723万5,954円で、差し引き残高といたしましては1億9,977万616円となったところでございます。

平成25年度一般会計は、当初予算39億3,900万円でスタートいたしまして、5回の補正を行い、4億362万2,000円の追加補正をお願いしたところでございます。これに加え、平成24年度からの繰越事業費、繰越財源充当額3億9,337万1,000円を加え、予算現額は47億3,599万3,000円となったところでございます。

なお、この24年度から25年度への繰越事業の内容につきましては、主に舗装修繕工事など、大型補正予算による社会資本整備事業によるものでございます。

それでは、内容のほうに入らせていただきます。

歳入からご説明申し上げますので、恐縮ではございますが、54ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款町税でございます。

町税全体では、収入済額11億7,279万2,311円、不納欠損額1,526万6,648円、収入未済額5,709万2,324円でございます。調定額に対する徴収率は94.19%、前年度比4.83ポイントの増でございます。

1項町民税の収入済額では、1目個人町民税が3億7,154万8,599円で、前年度より620万680円の減、2目法人町民税が8,936万2,200円となり、前年度比465万5,800円の増、町民税全体の収入額は4億6,091万799円となり、前年度と比較しまして154万4,880円、0.33%減という結果でございます。景気の低迷による厳しい経済情勢が今もなお続いているものと考えられます。

また、2項固定資産税の収入済額は6億2,324万484円とほぼ前年度並みでございます。町民税と固定資産税で、町税全体の92.4%を占めているとのことでございます。

次に、不納欠損額でございますが、町民税では393万9,856円、固定資産税1,125万9,872円、軽自動車税では6万6,920円で、町税全体では1,526万6,648円となっております。

また、収入未済額の欄をごらんいただきたいと存じます。

町税全体では5,709万2,322円であり、内訳では町民税が2,339万5,834円、固定資産税3,265万9,090円、軽自動車税では103万7,400円となったところでございます。

次の56ページをお開きいただきたいと存じます。

2款地方譲与税になります。

国税として徴収された税金が一定の基準により地方に分配されるもので、地方揮発油譲与税、いわゆるガソリン税と自動車重量譲与税でございますが、前年度比434万7,122円、4.9%減の8,467万4,000円の交付でございました。

3款利子割交付金は、利子課税の20%のうちの利子割として徴収される5%分の一部が個人県民税収入率の割合で市町村に交付されるものでございまして、ほぼ前年並みの190万3,000円、4款の配当割交付金は、上場株式等の配当割収入額から一定の割合で交付されるもので、前年度比143万3,000円増の362万2,000円の交付でございました。

5款上場株式等の譲渡益から一定の割合で交付される株式等譲渡所得割交付金につきましては、664万7,000円と前年度から大幅な増となりました。

次の58ページをお開きいただきたいと存じます。

6款消費税交付金は、前年度比74万9,000円減の8,711万3,000円、7款ゴルフ場利用税交付金は前年度より570万4,384円増の1億401万424円、8款自動車取得税交付金では、前年度より1,242万5000円と大幅増の3,775万6,000円がそれぞれ交付されたところでございます。

次の60ページをお願いしたいと存じます。

9款地方特例交付金では209万4,000円の交付でございました。

10款地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税、合わせまして13億8,338万3,000円の交付でございました。普通交付税において税収の減等により交付基準額が増加したため、前年度と比較して1億59万5,000円の増となったものでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、ほぼ前年度並みの235万6,000円の交付でございました。



12款分担金及び負担金ですが、8,835万3,837円で前年度比230万1,876円の増でございました。

次の62ページをお開きいただきたいと存じます。

1項1目農林水産業分担金では、利根里地区における農山漁村活性化プロジェクト支援事業が引き続き実施されておりますが、前年度比93万2,250円減の2,243万4,400円でございます。

2項負担金では、2目の土木費負担金の舗装本復旧工事負担金の増により、前年度比318万126円増の6,586万5,437円でございます。

なお、民生費負担金の収入未済額28万8,500円につきましては、保育料負担金の未納分でございます。

13款使用料及び手数料は、前年度比222万3,729円増の6,169万5,141円でございます。

次の64ページをお開き願いたいと存じます。

使用料及び手数料の主な内容としたしましては、1項4目の土木使用料の町営住宅使用料と道路占用料並びに2項1目の総務手数料の戸籍及び税証明手数料等の収入でございます。道路占用料につきましては、伊勢化学によるガス管の新設等により前年度比259万8,668円の増となったところでございます。

なお、1項使用料の収入未済額87万5,200円は、4目土木使用料の町営住宅使用料の未納でございます。

14款国庫支出金ですが、調定額5億1,302万8,386円、収入済額4億5,176万1,386円でございます。また、収入未済額につきましては、道路改良事業、災害復旧事業等の繰越明許費を設定させていただいた未収入特定財源のうちの国庫支出金分6,126万7,000円でございます。

次の66ページをお願いしたいと存じます。

国庫支出金の主なものでございますが、まず1項1目民生費国庫負担金、1節児童手当負担金でございます。

前年度と比較しますと619万9,129円減の6,006万7,948円が交付されたところでございます。また、3節心身障害者福祉費負担金では、障害者自立支援給付費等負担金といたしまして、前年度比233万8,218円増の5,064万6,404円となったものでございます。

2項3目1節農業費補助金では、繰り越し分の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と鳥獣被害防止総合対策交付金を含めまして4,549万4,100円の交付でございます。また、2節では農林施設災害普及費補助金として392万9,000円の交付を受けてございます。

次の68ページをお開きいただきたいと存じます。

4目1節土木費補助金でございますが、道路整備事業に伴う社会資本整備総合交付金でございます。

6目1節総務費補助金では、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とされた地域の元気臨時交付金1億1,449万4,000円が交付されました。

15款県支出金ですが、調定額1億6,719万8,447円、収入済額1億6,700万6,447円でございます。収入未済額は19万2,000円となったところでございます。県支出金の主なものでございますが、1項1目民生費負担金では昨年度費176万6,201円減の7,976万8,974円でございます。

次の70ページをお開きいただきたいと存じます。

2項1目2節の「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金につきましては、600万円が交付され前年度と合わせて2,000万円の交付となったものでございます。

2目民生費県補助金は、前年度比261万8,781円減の1,330万9,110円でございます。

次の72ページをお願いいたしたいと存じます。

4目農林水産業費県補助金では、前年度比270万6,509円増の3,099万3,911円の交付となっております。収入未済額の19万2,000円は、こちらのほうで繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

次のページ、74ページをお願いいたしたいと存じます。

3項委託金では2,260万1,452円の交付でございまして、前年度比507万8,105円の減でございました。1目4節の選挙費委託金において、前年度では衆議院選挙と千葉県知事選挙において委託金の交付がございましたが、今年度では参議院選挙のみの委託金の交付であったためのものでございます。

次のページ、76ページをお願いいたしたいと存じます。

16款財産収入につきましては、220万723円の収入済額でございました。

17款寄附金の収入済額28万円のうち27万円はふるさと納税2件分でございました。

18款繰入金でございますが、1目の財政調整基金では7,800万円の増でありましたが、地域づくり基金繰入金や笠森霊園事業特別会計繰入金、さらに2目の福祉振興基金繰入金等で繰り入れがなかったこと、また次の78ページとなりますが、7目の地域農業推進基金繰入金につきましては、前年度比4,000万円以上の減であったことなどにより、前年度比7,785万3,806円の大幅減の2億4,855万2,370円となったところでございます。

19款繰越金、前年度繰越金ですが、1億3,035万1,284円でございました。

次のページ、80ページをお願いいたしたいと存じます。

20款諸収入ですが、収入済額は2億475万4,647円でございました。

前年度比1億26万4,802円の大幅増の理由としては、次のページ、82ページを開いていただきたいと存じますが、5目の雑入の長南西地区テレビ共同受信組合受入金7,492万2,088円、B&G地域海洋センター修繕助成金1,940万円、また長生農業管理センター解散に伴う分配金としての1,700万1,465円等によるものでございます。

なお、収入未済額248万9,688円につきましては、学校給食費負担金の未納分が主なものとなっております。

21款町債費ですが、収入済額4億8,570万円でございます。

1項1目臨時財政対策費では、前年度より2,700万円増の2億4,700万円、2目1節過疎対策事業債では、前年度より3,740万円減の1億920万円でございます。

なお、前年度からの繰越事業であった公共事業等債1億2,790万円と農林施設災害復旧債160万円の借り入れがあったため、前年度比では増となっているものでございます。

以上が予算現額47億3,599万3,000円、調定額48億6,566万9,930円、収入済額47億2,700万6,570円、収入未済額1億2,339万6,712円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

86ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款議会費でございまして、8,878万9,399円の支出済額でございました。

2款の総務費につきましては、7億5,023万36円の支出済額でございました。

総務費1項1目の一般管理費は、区長、区長代理報酬や職員の人件費をはじめとする管理費でございます。

1枚飛びまして、90ページをお開きいただきたいと存じます。

5目財産管理費でございますが、13節委託料におきまして、本庁舎雨漏り調査委託料204万7,500円、15節工事請負費にて改修工事費588万9,450円の支出をさせていただいたところでございます。

また、申しわけありません。1枚飛びまして、94ページをお開きいただきたいと存じます。

9目防災対策費でございますが、19節負担金補助及び交付金の自主防災組織補助金72万2,300円は活動補助として3地区に、資機材補助として2地区に対する補助金でございました。

96ページから98ページになりますが、13目の諸費でございます。

22節の補償補填及び賠償金の3,225万4,341円、これにつきましては既に解散いたしておりますが、財団法人長生郡南部開発公社長南支部と金融機関との調停に基づきまして、開発公社の借入金を補償金として返済しているものでございます。これは債務負担行為として設定されており、平成19年度から始まり7年目でございますが、48年度までの30年をかけて返済するものでございます。

次の100ページをお開きいただきたいと存じます。

中ほどの4項の選挙費ですが、平成25年度では102ページから104ページにございます参議院選挙と町長選挙、また町長選挙と同時に行われました町議会議員補欠選挙の3つの選挙が執行されましたので、その経費の支出でございます。

106ページをお開きいただきたいと存じます。

3款民生費でございますが、9億3,163万8,423円の支出済額でございました。

なお、新規事業の子ども・子育て支援事業に伴うシステム構築委託料として324万円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

1項1目社会福祉総務費の支出済額4億1,178万1,310円の主なものは、障害者福祉の経費と28節の繰出金でございます。国保特別会計繰出金につきましては、ほぼ前年度並みの5,793万4,452円、介護保険特別会計繰出金につきましては、前年度比4,705万2,000円減の1億4,278万3,000円となったものでございます。

2目老人福祉費、8節の報償費では、例年どおりでございますが、満80歳、85歳、90歳、95歳のほか、数え100歳、満100歳以上の高齢者の方々に長寿の祝い金を支給したところでございます。

次に、110ページをお開きいただきたいと存じます。

6目後期高齢者医療費でございますが、平成20年度から制度がスタートし、6年が経過いたしました。負担金補助及び交付金では、医療給付費及び事務費負担金として広域連合に支払ったものでございます。また、その下の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金につきましては、ほぼ前年度並みの支出でございました。

次の112ページをお開きいただきたいと存じます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の8節報償費では、出産祝い金1人10万円を支給いたしまして、今年度につきましては34名でございました。

2目児童措置費の扶助費でございますが、特例給付児童手当と合わせた児童手当は、前年度比779万5,000円減の8,574万円でございます。

次は3目児童福祉施設費ですが、主な事業といたしましては、次の114ページにございますが、保育園遊戯室の改築工事でございますが、13節で工事管理業務委託料、また15節で工事請負費を支払ってございます。

4款衛生費でございますが、支出済額は3億1,102万9,740円でございます。

1目保健衛生総務費ですが、次の116ページをお開きいただきたいと存じます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、広域市町村圏組合の水道会計、病院会計など、各会計への負担金でございまして、前年度比1,029万3,840円減の1億982万8,750円でございます。この負担金には、消費税とごみ処理関係の清掃費は含まれてございません。

次の118ページにもまたがりませんが、2目予防費の13節委託料でございます。

結核検診の受診者は579名でございます。また、高齢者肺炎球菌では243名、高齢者インフルエンザでは2,131名、日本脳炎156名、その他ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん等で634名とさまざまな予防接種も実施させていただいたところでございます。

3目母子保健費の20節扶助費でございますが、本町では平成21年度から対象を中学生までに拡大し、子ども医療費の助成を実施しております。町単独助成分1,975件を含み、乳幼児から中学3年生まで、全体では延べ8,773件に助成を行い、子育て世代の経済的支援を行ったところでございます。

4目健康推進費の委託料でございますが、各種がん検診や後期高齢者健康診査等を実施し、各種がん検診では延べ4,923名、後期高齢者健康診査には511名が受診されております。

5目の環境衛生費ですが、次の120ページをお開きいただきたいと存じます。

19節負担金補助及び交付金の合併浄化槽設置整備事業補助金261万9,000円につきましては、5基分の補助金でございます。また、前年度から実施いたしました住宅用太陽光発電設備設置費補助金では、10件分を交付させていただいたところでございます。

2項清掃費でございますが、ごみ処理関係の広域市町村圏組合衛生費負担金でございまして、前年度比1,518万8,000円減の5,816万3,000円となったところでございます。

5款農林水産業費では、前年度比4,461万301円減の4億8,068万4,903円の支出済額でございます。また、農山漁村活性化プロジェクト支援事業分として257万3,000円の繰越明許費を設定させていただいたところでございます。

次の122ページから124ページにまたがりませんが、3目農業振興費でございます。支出済額は6,728万4,471円となっております。

19節負担金補助及び交付金では、前年度から実施しております農業法人、大規模農家を対象とした地域農業整備事業補助金につきましては、2法人と大規模農家7戸へ補助をさせていただいたところでございます。

次の126ページをお開きいただきたいと存じます。

6目農地費の19節、負担金補助及び交付金の農道舗装に係る営農団体土地改良事業償還補助金につきましては、対象路線が前年度の40路線から14路線減の26路線になったことにより、前年度比468万1,785円減の1,178万4,993円でございます。

7目ほ場整備費では、前年度からの繰越事業もございましたが、前年度比255万7,795円増の支出済額1億6,215万6,132円となりました。利根里地区ほ場整備事業の所有権移転登記事務に係る経費について、繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

128ページを開いていただきたいと存じます。

19節負担金補助及び交付金では、利根里地区ほ場整備事業道路及び幹線排水路補助金として1,134万円を支出させていただいております。

8目農村環境改善センター費では、次の130ページになりますが、15節工事請負費におきまして、改善センター屋上の防水修理工事を実施させていただいたところでございます。

6款商工費ですが、支出済額5,323万4,912円でございます。

次の132ページをお開きいただきたいと存じます。

2目観光費13節委託料の上から6件目ですが、観光案内看板設置委託料、15節工事請負費、観光案内板造成工事につきましては、千田地先の圏央道茂原長南インターの出入り口付近に設置及び造成したものでございます。また、花火打ち上げ場における造成工事及び進入路舗装工事につきましても、実施させていただいたところでございます。

134ページをお開きいただきたいと存じます。

7款土木費でございますが、前年度からの繰越事業の関係もございまして、支出済額は4億8,860万729円となり、前年度比2億561万553円と大幅な増となりました。また、道路改良事業におきまして、来年度への繰越明許費3,766万4,000円を設定させていただいております。

2項2目道路維持費ですが、支出済額は3億3,020万1,584円ございました。

次の136ページをお開きいただきたいと存じます。

15節工事請負費の舗装修繕工事では、町道蔵持3号線ほか23路線を、舗装本復旧工事では町道蔵持竹林線ほか2路線を、道路維持工事では路肩補修、路面陥没、崩落等の修繕等で町道蔵持水沼線ほか106カ所の維持工事を実施したものでございます。

3目道路新設改良費につきましては、支出済額は7,575万5,569円でございます。

15節工事請負費の補助道路改良工事では前年度からの繰り越し分、町道地引八板線及び町道利根里線の2路線を、単独道路改良工事では蔵持24号線を含め3路線の工事を実施したところでございます。

なお、土木費の繰越明許費は、この道路新設改良費で設定させていただいたものでございます。

4目橋梁新設改良費では、次の138ページをお開き願いたいと存じます。

15節工事請負費におきまして、昭栄橋ほか5橋の橋梁修繕工事を実施させていただいたところでございます。

5項の都市計画費につきましては、支出済額は1,132万2,543円でございます。前年度からの繰越事業として、圏央道開通に伴う睦沢町、長柄町と合同でイベントを実施させていただいたところでございます。

次の140ページをお開きいただきたいと存じます。

8款消防費は常備消防、非常備消防、消防施設費の広域消防への負担金になりますが、支出済額1億4,860万円で前年度より194万4,000円の減となりました。

9款教育費ですが、支出済額は3億9,353万1,415円でございます。

次の142ページをお開きいただきたいと存じます。

1項2目事務局費の報酬では、昨年度に引き続き非常勤講師報酬ということで、各小・中学校に非常勤の学習支援指導員を配置し、きめ細かな学習指導を行っております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、次の144ページをお願いいたしたいと存じます。

キラリ輝く長南っ子事業補助金では、各小・中学校において漢字能力検定事業、合同芸術鑑賞会を、また各小学校では伝統芸能と文化の体験授業も取り入れて、特色ある教育活動に取り組んだところでございます。

次の146ページをお開きいただきたいと存じます。

2項2目小学校費の教育振興費の13節委託料では、今年度も国際理解教育指導委託として、小学校3年生から6年生を対象に週1時間の英会話教育を実施し、国際理解教育の推進を図ったところでございます。

少し飛んで恐縮ですが、150ページをお願いしたいと存じます。

4項社会教育費の支出済額は6,858万8,915円でございます。従来からの社会教育事業のほか、公民館を活動拠点にした各種教室を開催したところでございます。

次の152ページをお開きいただきたいと存じます。

3目文化財保護費の15節工事請負費では、郷土資料館外部補修工事を実施させていただいたところでございます。

154ページをお開きいただきたいと存じます。

5項保健体育費ですが、支出済額は1億6,514万6,812円、前年度比4,720万1,540円の増でございました。この要因は156ページになりますが、1目保健体育総務費、15節工事請負費において、プール等の大規模な改修工事を行ったことによるものでございます。

2目の給食施設費でございます。支出済額は7,990万4,381円でございます。児童・生徒、職員を対象に年間11万2,571食分の給食を提供いたしたところでございます。

次の158ページをお開きいただきたいと存じます。

10款災害復旧費では、支出済額7,314万3,957円でございます。また、来年度への繰越明許費8,192万5,000円を設定させていただいてございます。

次の160ページをお開きいただきたいと存じます。

1項1目農地農業用施設災害復旧費では、災害復旧工事16カ所、2項1目道路橋梁災害復旧費では41カ所の道路災害復旧工事を、また162ページになりますが、2目の河川災害復旧費では、11カ所の河川災害復旧工事を、さらに3項1目社会教育施設災害復旧費では、野球場等の災害復旧工事をそれぞれ実施させていただいたところでございます。

11款公債費につきましては、支出済額4億2,313万3,440円で、前年度比2,176万1,225円の減でございました。

12款諸支出金ですが、支出済額は3億8,461万9,000円で、前年度比7,749万2,000円の増でございました。

164ページをお開きいただきたいと存じます。

3項1目基金費の財政調整基金費では、前年度より6,215万6,000円増の1億8,575万7,000円の積み立てを行ったところでございます。

8目地域農業推進基金費につきましては、1億2,509万3,000円を積み立ていたしまして、積立総額は計画の5億円となったところでございます。

166ページ、13款予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上が歳出予算現額47億3,599万3,000円、支出済額45億2,723万5,954円、繰越明許費1億2,540万2,000円の内容でございます。

次の168ページをお願いしたいと存じます。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額47億2,700万7,000円、歳出総額45億2,723万6,000円、歳入歳出差引額1億9,977万1,000円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源2,211万7,000円を差し引いた額1億7,765万4,000円が実質収支額となります。

次の170ページをお開きいただきたいと存じます。

財産に関する調書でございますが、町が所有する土地、建物の総括表でございます。増減のあった主なものについてご説明申し上げます。

次の172ページをお願いしたいと存じます。

まず、行政財産における公共用財産のその他の施設についてでございます。

土地が1万984.43平米の増となっております。これは油殿古墳群1万867.43平米と水沼会館の一部117平米の寄附を受けたものでございます。建物の非木造169.72平米につきましては、保育所遊戯室の改築工事伴う増でございます。行政財産全体では、土地については57万8,076.1平米に、建物については3万8,738.42平米となったものでございます。

次に、174ページとなりますが、普通財産における宅地についてでございますが、土地については株式会社TKC広報部から寄附を受けた2,063.34平米と売却した又富団地291.8平米の差し引き1,771.54平米が増となったものでございます。

建物につきましては、木造、非木造ともに株式会社TKC広報部からの寄附によるものでございます。

普通財産全体では、土地については1,400.54平米増の44万9,685.94平米、建物については421.98平米増の775.98平米となったものでございます。

なお、176ページ以降にも例年どおり財産に関する調書のほか、参考資料を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。また、決算書と一緒に平成25年度主要事業成果書を別冊として配付させていただきましたので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

以上、認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決定認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第1号の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後2時を予定しております。

(午後 1時45分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時01分)

---

○議長（松崎 勲君） 次に、認定第2号及び第3号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

[住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） 認定第2号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の80ページをお開き願います。

認定第2号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、国保の加入状況について申し上げます。

平成25年度末の国保の加入世帯でございますが、1,560世帯、また被保険者数でございますが、2,707人ございました。前年度に比較しますと、世帯数で27世帯の減、被保者数では後期高齢者医療への異動などによりまして95人の減となったところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきますので、188ページをお開き願います。

初めに、歳入のご説明を申し上げます。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額が2億7,242万8,868円、不納欠損額1,751万6,260円、収入未済額が7,110万4,947円となったところでございます。

なお、1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、収入済額2億4,027万894円でございます。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額3,215万7,974円となりました。一般退職被保険者の現年度課税分の収納率でございますが、合わせまして93.93%、過年度分につきましては21.05%となったところでございます。

次に、190ページをお開き願います。

3 款国庫支出金ですが、収入済額は2億6,019万3,321円となりました。前年度比1,732万9,321円の減となったところでございます。

そのうち1項1目の療養給付費等負担金ですが、収入済額は2億422万3,337円でございます。これは療養給付費、介護納付金、後期高齢者医療費支援金等の総額の100分の32相当が交付されたものでございます。

次の2目の高額医療費共同事業負担金ですが、高額医療費拠出金の4分の1相当でございまして、収入済額は454万3,984円でございます。

次の3目特定健康診査等負担金ですが、対象経費の3分の1相当でございまして、収入済額は117万3,000円でございます。

次に、2項国庫補助金の関係ですが、1目1節の普通調整交付金につきましては市町村間の財政力の不均衡を調整するものでございまして、収入済額は4,797万9,000円の交付でございます。

2節特別調整交付金は非自発的失業者に係る保険税の軽減に伴うものでございまして、収入済額200万6,000円の交付でございます。

次の192ページをお開き願います。

4 款療養給付費等交付金ですが、収入済額は6,816万3,000円でございます。退職被保険者の医療制度に基づきまして交付されたものでございまして、医療費の減少に伴い前年度比5,400万円ほどの減となったところで



ございます。

次に、5款前期高齢者交付金ですが、65歳から74歳までの被保険者に対する医療分に対して交付されたもので、収入済額は2億8,068万2,608円となりました。

6款県支出金ですが、収入済額6,453万5,984円でございます。

1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金ですが、国と同様に高額医療費拠出金の4分1相当額の収入でございます。

2目特定健康診査等負担金ですが、これも国と同様の収入額でございます。

次の194ページをお開き願います。

次に、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、1節普通調整交付金、2節特別調整交付金を合わせまして、収入済額5,881万9,000円でございます。これは国保の財政の安定化を図るため、医療給付費等の9%程度が交付されるものでございます。

次に、7款共同事業交付金ですが、収入済額は1億116万6,465円でございます。

1目高額医療費共同事業交付金につきましては、国保団体連合会が実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業でありまして、1件当たり80万円を超える医療費が対象となっております、収入済額は68件分で1,658万2,483円でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金ですが、都道府県単位での保険運営を推進するため、国保団体連合会が事業主体となって実施している事業でございます、1件当たり30万円を超える医療費が対象となっております、554件分で収入済額は8,458万3,982円でございます。

9款繰入金ですが、収入済額は5,793万4,452円でございます。

全て2目一般会計繰入金でございます、次の196ページをお願いします。

保険税の軽減分、職員給与費また助産費等の制度に基づく繰り入れでございます。

次に、10款繰越金ですが、前年度からの繰越金で、収入済額は1億1,005万3,390円でございます。

次の11款諸収入ですが、収入済額は224万1,152円でございます。

次の198ページをお願いいたします。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は12億1,741万8,959円、収入未済額が7,110万4,947円となったところでございます。

次の200ページをお開き願います。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費の支出済額は2,802万3,479円でございます。うち1目一般管理費は2,372万9,917円でございます、人件費のほか事務に係る電算経費等でございます。

2項1目賦課徴収費ですが、支出済額は330万4,362円ございまして、保険税の賦課徴収に係る郵送料及び電算委託料等でございます。

次の3項1目運営協議会費につきましては、支出済額12万5,800円ございまして、国保運営協議会の委員報酬等でございます。

次の202ページをお開き願います。

2款保険給付費ですが、支出済額は7億3,709万3,890円でございます、前年度比12.6%の減でございます。このうち1項1目一般被保険者療養給付費におきましては、支出済額6億267万6,396円、前年度比9.8%の減となったところでございます。これは前年度と比べ通院、入院件数並びに給付費単価等が減少したことによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、支出済額5,428万1,709円でございます、前年度比24.8%の減となったところでございます。

3目一般被保険者療養費ですが、支出済額が443万6,545円でございます、前年度比16.4%の減となったところでございます。

4目退職被保険者等療養費ですが、支出済額41万7,394円でございます。

次の204ページをお開き願います。

2項の高額療養費ですが、支出済額は7,006万4,781円でございます、1目一般被保険者高額療養費におきましては、支出済額6,454万9,717円となりまして、前年度比20.1%の減となったところでございます。

2目退職被保険者等高額療養費におきましては、支出済額538万4,428円でございます、療養費と同様に前年度比49.7%と大幅な減となったところでございます。

次の206ページをお開き願います。

次の4項1目出産育児一時金ですが、支出済額は210万円でございます、1件42万円の支給で5件分でございます。

5項1目葬祭費ですが、支出済額は75万円でございます、1件5万円の支給で15件分でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等ですが、支出済額は1億4,201万5,800円でございます、後期高齢者医療制度に対し、現役世代、これはゼロ歳から74歳までですが、からの支援として、各医療保険制度から拠出するものでございます。

次はちょっと飛びまして、210ページをお開き願います。

6款介護納付金ですが、支出済額は6,536万6,742円でございます。これは介護保険制度において、各医療保険加入者の40歳から65歳未満の方々からの保険料から拠出するものでございます。

7款共同事業拠出金ですが、支出済額1億654万3,743円でございます。

1目の高額医療費拠出金につきましては、支出済額1,817万5,936円でございます。

次の212ページをお開き願います。

3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、支出済額8,836万7,406円でございます、歳入の7款共同事業交付金でご説明申し上げました事業にそれぞれ拠出したものでございます。

8款保険事業費ですが、支出済額1,618万8,563円でございます。

1項1目特定健康診査等事業費といたしまして、支出済額916万6,049円でございます、国保加入者を対象として事業を実施したところでございます。

2項1目保健衛生普及費ですが、広報紙、医療費通知等に係る費用といたしまして、支出済額43万6,549円でございます。

次の214ページをお開き願います。

2目疾病予防費ですが、支出済額が658万5,965円となりまして、人間ドックの助成129件分でございます。

9款基金積立金ですが、支出済額100万1,000円でございます、条例積み立て分でございます。

なお、年度末の基金保有高は6,259万4,950円でございます。

次に、11款諸支出金ですが、支出済額は5,248万159円でございます。

被保険者に係ります過年度分の保険税の還付金14件のほか、次の216ページをお開き願います。精算によります国・県の負担金等の返還金でございます。

12款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出の合計は、支出済額11億4,886万3,299円、不用額6,882万8,701円となったところでございます。

次の218ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額12億1,741万9,000円、歳出総額11億4,886万3,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の6,855万6,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次のページからの財産に関する調書以降の参考資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の81ページをお開き願います。

認定第3号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、年度末の加入状況でございますが、1,743人ございまして、前年度比30人の減でございます。また、町の総人口の19.8%に相当いたします。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、228ページをお開き願います。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額6,334万6,800円、不納欠損額235万6,200円、収入未済額44万9,500円となったところでございまして、収納率は95.8%でございます。

なお、1目特別徴収保険料につきましては、収入済額4,326万6,700円、2目の普通徴収保険料につきましては、収入済額2,008万100円となったところでございます。

2款繰入金でございますが、収入済額2,829万8,621円ございまして、制度に基づく一般会計からの繰入金でございます、保険基盤安定繰入金と事務費繰入金でございます。

次に、3款繰越金ですが、前年度からの繰越金で収入済額は124万7,051円でございます。

次に、4款諸収入ですが、収入済額340万2,589円ございまして、次の230ページをお願いいたします。

2項1目保険料還付金184万2,500円のほか、2目還付加算金20万3,800円です。

4項1目雑入といたしまして、広域連合からの事務費委託金、人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補

助金で135万5,129円でございます。

以上、歳入の合計でございますが、収入済額は9,629万5,061円、収入未済額44万9,500円となったところでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

次の232ページをお開き願います。

1款総務費の支出済額は157万9,400円でございます。うち1項1目一般管理費は14万5,620円でございます、事務に係る郵送料でございます。

2項1目徴収費ですが、支出済額143万3,780円でございます。後期高齢者医療電算処理委託料及びシステム使用料等でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、支出済額9,81万2,116円で、広域連合への保険料等納付金でございます。

次に、3款保険事業費ですが、支出済額83万34円ございまして、人間ドックの助成金19件分でございます。

次の234ページをお開き願います。

4款諸支出金ですが、支出済額215万9,000円ございまして、1項1目の保険料の還付金及び2目の還付加算金でございます。

5款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出の合計は9,538万950円、不用額210万4,050円となったところでございます。

次の236ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9,629万5,000円、歳出総額9,538万1,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額で91万4,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、次のページからは参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が認定第2号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第2号及び第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、認定第4号の内容のご説明をさせていただきます。

議案書の82ページをお願いします。

認定第4号 平成25年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

まず最初に、介護認定の状況と包括支援センター業務の内容についてご説明いたします。

平成25年度末現在の65歳以上の高齢者の数でございますが、3,059名でございます。高齢化率は34.8%となりまして、前年度より率で1.1ポイント、人数で29名増加したところでございます。介護認定者は前年度より16名減少しまして510名でございます。認定者のうち、何らかの介護サービスを利用されている方は90.3%に当たる461名でございます。サービスの内容別では、訪問介護や通所介護などの居宅サービスの利用者が329名、利用者全体の71.4%になります。また、特別養護老人ホームなどの施設に入所し、施設介護サービスを受けている方は132名、28.6%となっております。

次に、包括支援センターの業務でございますが、要支援者に対しますケアプランの作成件数は、新規、継続を合わせまして28件でございます。また、相談業務は325件でございます。主なものといたしましては介護サービスについてが163件、福祉サービスについてが50件、施設入所についてが9件でございます。また、介護予防事業として、高齢者の状況に合わせた3つの機能訓練教室を48回実施しておりまして、延べ557人の高齢者が参加したところでございます。

それでは、事項別明細書により歳入のほうから説明させていただきます。

決算書の244ページをお願いします。

まず、1款の保険料は、収入済額1億7,396万6,900円、収納率は97%でございます。また、不納欠損額は35万7,600円は死亡等による12名分でございます。

次に、3款国庫支出金は、収入済額2億5,005万940円でございます。前年度に対しまして6.3%の増となったところでございます。

そのうち1項1目介護給付費負担金につきましては、収入済額1億7,085万円でございます。施設給付費の15%、居宅分の20%に相当するものでございます。

2項1目の調整交付金は、75歳以上の後期高齢者の比率、所得水準に応じて交付されるもので、給付総額の8.2%相当の交付となったところでございます。

264ページをお願いします。

4款支払基金交付金は、収入済額2億7,213万3,000円、2号被保険者の保険料からの交付でございます。そのうち1項1目介護給付費交付金につきましては2億7,057万円、給付総額の30%相当の交付となるものでございます。

2目の地域支援事業支援交付金は156万3,000円、介護予防事業費の30%相当の交付となるものでございます。

次に、5款県支出金は収入済額1億4,793万5,470円、前年度に対しまして4.6%の増となったところでございます。

そのうち1項1目介護給付費負担金につきましては、収入済額1億4,567万5,000円で、施設給付費分の17.5%、居宅分の12.5%相当の交付となるものでございます。

3項1目地域支援事業交付金は、収入済額223万8,470円、国庫補助金と同様の区分によりまして12.5%及び20%相当の交付となるものでございます。

248ページをお願いします。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、8款繰入金は収入済額1億4,278万3,000円でございます。

そのうち1項1目介護給付費繰入金につきましては1億1,662万5,000円、給付費総額の12.5%相当になるものでございます。

2目の運営費繰入金につきましては、収入済額2,307万円ございまして、職員の人件費のほか、事業運営に係る経費になるものでございます。

250ページをお願いします。

9款繰越金は収入済額4,167万8,737円ございまして、前年度からの繰越金でございます。

次に10款諸収入でございますが、2款預金利子ほか、4目雑入につきましては、予防事業の利用料でございます。

以上、歳入合計でございますが、収入済額10億2,880万5,407円、不納欠損額35万7,600円、収入未済額502万8,100円となったところでございます。

次に、歳出の内容についてご説明申し上げます。

252ページをお願いします。

1款総務費、1項1目の一般管理費は、支出済額1,403万270円ございまして、職員の人件費のほか、事業の運営に係る事務経費でございます。

2項1目賦課徴収費は、郵便料など、保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

3項1目認定調査等費は、12節の主治医意見書の作成手数料ほか、19節の介護認定審査会に係ります広域への負担金でございます。

254ページをお願いします。

2款保険給付費は、支出済額8億9,548万8,250円、前年度に対しまして0.8%の増でございます。微増となったところでございます。

1項介護サービス等諸費は、要介護と認定された方々の給付の内容でございます。

このうち1目の居宅介護サービス給付費におきましては、支出済額3億1,187万8,023円で、主な給付内容は、通所介護の1,650件、訪問介護の850件、短期入所生活介護の499件となっております。

続きまして、2目の地域密着型介護サービス給付費におきましては、支出済額6,804万5,158円で、グループホームの入所に係るもので249件でございます。

次に、3目施設介護サービス給付費におきましては、支出済額3億8,383万3,963円ございまして、前年度に対しまして0.7%の増になったところでございます。主な給付は老人福祉施設が1,010件、老人保健施設が506件、療養型医療施設12件ございました。

256ページをお願いします。

4目の居宅介護住宅改修費は、廊下の手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修18件分でございます。

6目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額4,373万691円、ケアプランの作成費3,114件分でございます。

次の2項介護予防サービス諸費は、要支援の認定を受けた方々の給付の内容でございます。

うち1目介護予防サービス給付費は、支出済額1,730万8,282円ございまして、前年度に対し4.2%の増と

なったところでございます。主な給付は通所介護が154件、訪問介護が243件、また通所リハビリテーションが131件でございます。

258ページをお願いします。

3目の介護予防福祉用具購入費は、4件分でございます。

次の4目介護予防住宅改修費は、3件分となったところでございます。

5目の介護予防サービス計画給付費は、ケアプランの作成費として516件分でございます。

3項その他諸費は、国保団体連合会への審査支払いを委託した1万2,535件分の審査支払手数料でございます。

4項1目高額介護サービス費は、支払済額1,780万3,396円でございます。これは自己負担が負担限度額を超えた部分の給付でございます。1,629件分でございます。

260ページをお願いします。

5項1目の高額医療合算介護サービス費でございますが、支出済額269万469円で120件分でございます。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費は、支出済額4,749万6,350円で1,407件分でございます。

262ページをお願いします。

3款の基金積立金でございますが、基金から生じる利子2万1,286円と介護保険料の余剰金810万8,000円、合わせて812万9,286円を基金に積み立てるものでございます。

次の4款地域支援事業費は、包括支援センターの運営に係るものでございます。

1項1目介護予防事業費は、支出済額493万2,256円で、要介護認定を受けていない高齢者を対象とした2次予防事業として、基本チェックリストを送付して生活機能評価を行い、機能の低下があると思われた方に対して、介護予防教室の実施及び1次予防事業として元気高齢者運動教室を実施したものでございます。

2項1目の包括的支援事業等費は、包括支援センターの職員の人件費ほか、運営に係る事務費でございます。

264ページをお願いします。

5款の諸支出金は、支出済額2,942万8,602円、1項1目の保険料の還付金99万3,500円のほか、3目償還金では支出済額2,401万4,732円でございます。国・県支出金及び支払基金交付金の過年度分の返還金でございます。

また、2項1目一般会計繰出金は、支出済額442万370円、過年度分の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

266ページをお願いします。

以上、歳出の合計は、支出済額9億7,151万3,529円、不用額4,143万9,471円でございます。

268ページをお願いします。

実質収支に係る調書でございますが、歳入総額10億2,880万5,000円、歳出総額9億7,151万3,000円、歳入歳出差引額5,729万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も5,729万2,000円となりまして、翌年度へ繰り越すこととなりますが、先ほども補正で説明させていただきましたが、精算に伴う支払基金への返還、あるいは一般会計への繰出金、さらに国・県への返還金、これらの合計が4,695万円程度になる見込みでございます。したがって、繰り越しはいたしますが、有効に活用できる繰越金はおおむ

ね1,034万2,000円程度になると見込んでおるところでございます。

次のページからは、財産に関する調書、参考資料につきましては後ほどごらんいただければと存じます。

以上で認定第4号 平成25年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出決算の認定についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後3時を予定しております。

(午後 2時45分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

---

○議長（松崎 勲君） 次に、認定第5号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

〔地域整備室長 松坂和俊君登壇〕

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、認定第5号の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の83ページをお開きください。

認定第5号 平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、最初に霊園事業の概要についてご説明をさせていただきます。

霊園事業は、現在事業収入における霊園の維持管理を中心に、墓所使用者の利便性の向上に向けた管理運営に努めているところでございます。平成25年度は返還墓所の販売がふえ、永代使用料の事業収入が伸びたことから園内道路の交通安全施設、墓所の沈下防止工事等の敷設整備を進めたところでございます。墓所の使用状況でございますが、墓所の総区画数9,280区画のうち使用墓所は9,165区画で、使用率は98.8%の状況でございます。

それでは、決算内容の説明を申し上げます。

278ページ、事項別明細書の歳入からご説明をさせていただきます。

1 款事業収入でございます。調定額6,156万4,390円、収入済額5,583万1,610円となり、41万9,920円の不納欠損の処理をさせていただき、収入未済額は531万2,860円でございます。

1 目の墓所使用料につきましては、調定、収入済額ともに1,617万3,000円、72区画分の墓所永代使用料でございます。

2 目の工事負担金でございますが、調定、収入済額ともに120万6,000円、墓所の唐櫃36区画分の工事負担金



でございます。

3目の墓所管理料でございますが、調定額4,177万4,890円、収入済額は3,604万2,110円となり、41万9,920円の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は531万2,860円でございます。

4目施設使用料でございますが、調定額、収入済額ともに241万500円となり、内容につきましては斎場等の使用料でございます。

次に、2款財産収入でございますが、調定、収入済額ともに5万5,580円でございます。霊園内の土地の貸し付け収入、財政調整基金の利息等の内容でございます。

3款寄附金につきましては、収入はございません。

4款繰入金でございますが、次のページ、280ページをごらんください。

1目の財政調整基金繰入金では827万2,000円の繰り入れをさせていただいております。霊園施設整備の工事費等に充てさせていただきました。

5款の繰越金でございますが、調定、収入済額ともに623万2,714円、6款の諸収入につきましては、調定額、収入済額とも11万2,867円でございますが、内容につきましては、墓所使用許可証の再交付手数料等でございます。

歳入合計で申しますと、調定額7,623万7,551円、収入済額7,050万4,771円で、調定に対します収入率は92.5%の内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

282ページをお開き願いたいと思います。

1款霊園総務費でございますが、予算現額5,143万5,000円に対しまして、支出済額は5,047万8,421円でございます。

主な支出につきましては、職員及び嘱託職員の人件費、霊園管理組合の清掃管理委託、また墓所管理料等の管理システム利用料等の内容でございます。

2款の霊園施設費でございますが、予算額1,090万5,000円に対しまして、支出済額978万4,532円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

主な内容でございますが、園内道路の安全施設、墓所の沈下防止工事等に支出させていただきました。

3款公債費、4款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計でございますが、予算現額6,339万円に対しまして、支出済額は6,026万2,953円、不用額は312万7,047円の内容でございます。

286ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,050万5,000円、歳出総額6,026万3,000円、歳入歳出差し引きの実質収支額は1,024万2,000円でございます。

次に、288、289ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。289ページの右下の3の基金でございますが、笠森霊園事業特別会計財政調整基金でございます。決算年度末の現在高といたしまして4,475万1,000円の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でしたが、ご審議いただきまして認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

〔産業振興室長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、認定第6号の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の84ページをお開きください。

認定第6号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書の298ページをお開きください。

長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、25年度末の加入状況をご説明申し上げたいと思います。

業集落排水3地区合計で1,069戸、接続戸数につきましては853戸となりまして、接続率は79.8%となっております。

それでは、歳入に説明をさせていただきます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金におきましては、収入済額168万円で4戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節の現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,026万6,731円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料と、睦沢町及び長柄町の汚泥の乾燥処理施設使用料でございます。2節は滞納繰越分施設使用料1万8,900円の収入でございます。この滞納繰り越しにつきましては8名ございまして、3名分の収入でございます。

3款1項1目農業集落排水事業補助金につきましては、収入済額371万7,000円でございます。これは施設の機能診断、最適整備構想策定業務委託の補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億6,450万円でございます。

次に、5款1項1目繰越金におきましては、次の300ページをお開きください。

前年度からの繰越金となりまして、収入済額349万7,036円となったところでございます。

次に、6款1項1目預金利子でございますが、収入済額2,703円でございます。

2項1目雑入では、収入済額328万8,600円で、圏央道関連工事に伴う排水管移設補償費でございます。

歳入合計でございますが、調定額2億1,828万1,244円、収入済額2億1,697万970円ございまして、収入済額におきましては対前年度比0.6%の減となったところでございます。

続きまして、302ページ、歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費におきましては、職員の給与等でございます。支出総額は555万8,473円で、前年度

と比較いたしますと3.8%の増でございます。2節から4節までは人件費の関係でございます。

13節委託料は、農業集落排水使用料の電算システムの委託料でございます。

次の27節公課費は、自動車重量税及び消費税でございます。

次に、2款1項1目の施設管理費につきましては、支出済額4,606万9,673円、対前年度比0.2%の増でございます。

内容でございますが、11節の需用費1,989万2,052円につきましては、電気料のほかガス、水道修繕料でございます。

次に、12節役務費の支出済額257万3,403円は電話料でございます、中継ポンプが電話回線で接続されておりますので、その電話料でございます。

13節委託料、支出済額1,889万768円につきましては、ふだん行っております汚水処理場の維持管理委託料と圏央道工事に伴う排水管移設工事の実施設計及び設計監理業務委託料及び機能診断、最適整備構想策定の委託料でございます。

15節の工事請負費でございますが、支出済額461万2,650円につきましては、農集3地区の管路施設の維持工事でございます。

次の304ページをお願いいたします。

一番上段でございますけれども、圏央道に伴う排水管移設工事286万8,600円でございます。

次に、3款1項公債費でございます。支出済額1億6,359万3,686円、不用額5万1,314円でございます。

1目の元金、支出済額1億1,732万4,719円は、公営企業金融公庫財政融資資金からの借入金元金相当分の償還金でございます。

2目利子につきましては、支出済額4,626万8,967円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、支出はございません。

歳出の合計でございますが、予算現額2億1,798万6,000円に対しまして、支出済額2億1,522万1,832円、対前年度比0.13%の増となったところでございます。

次に306ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1,697万1,000円、歳出総額2億1,522万2,000円、歳入歳出の差し引きが174万9,000円、この額が実質収支額となったところでございます。

なお、次の308ページからは財産に関する調書及び参考資料でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第6号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りまして、認定くださりますようお願いを申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、大杉 孝君。

[ガス事業室長 大杉 孝君登壇]

○ガス事業室長（大杉 孝君） それでは、認定第7号の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思  
います。

議案書の85ページをお願いいたします。

認定第7号 平成25年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成25年度長南町ガス事業会計利益の処分及  
び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、ガス事業会計決算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思

まず、平成25年度のガスの販売量は家庭用では前年度比1.6%の減となりましたが、新規加入工場の稼働に  
より工業用が大幅増となり、全体では23.8%の増となりました。また、損益計算では954万2,328円の黒字とさ  
せていただいたところでございます。

それでは、決算の内容の概況から説明をさせていただきたいと思

9ページをお願いいたします。

1概況、（1）総括事項でございます。

平成25年度末の需要家戸数は4,610戸で、前年度より8戸増となり、加入率では80.0%となりました。ガス  
販売量は864万5,229立方メートルで、前年度実績に比較し、166万1,046立方メートルの増、23.8%の増とな  
りました。ガス売上高は6億3,805万9,503円で、前年度実績に比較し、1億2,594万6,755円の増、24.5%の増と  
なりました。この主な要因は、新規加入工場による工業用需要が増加したものでございます。

建設改良等の工事関係は、主に供給改善に伴う入れかえ工事を実施し、期末における本支管及び供給管の延  
長は39万4,196メートルとなりました。収益的収支の状況は、営業損益で1,773万7,149円の利益、営業外損益  
で819万4,821円の損失となり、経常利益は954万2,328円の利益を計上させていただいたところでござ

次に、10ページをお願いいたします。

2の工事でございます。（1）建設改良工事の概況でございます。主な工事を記載してござ

なお、工事費合計で22件分、1億850万7,000円の工事を執行いたしました。主に白ガス管入れかえ工事を  
3.3キロメートル実施し、白ガス管の残り延長は27.5キロメートル、率にしまして10.9%となったところ

次に、11ページをお願いします。

3の業務でございます。（1）業務量でございますが、アの25年度末需要家戸数は4,610戸ござ

次に（2）事業収入に関する事項、（3）事業費に関する事項につきましては、収益的収支の税抜き  
の決算額を記載しております。（2）の事業収入に関する事項の合計額6億3,301万3,963円から（3）の事業費に  
関する事項の合計額6億2,347万1,635円を差し引きますと、経常利益954万2,328円となります。

4の会計(2)企業債及び借入金の概況につきましては、当期借入額が4,000万円、当期償還額2,886万415円、当期末残高が4億7,447万626円となっております。

2枚ほどめくっていただきまして、15ページをお願いしたいと思います。

収益的収入と支出の収益費用明細書でございます。税抜きの表示となっております。主なものをご説明いたします。

まず、収入でございますが、1款ガス事業収益、合計では6億3,301万3,963円、そのうち1項1目ガス売り上げですが、6億770万983円、2項1目受注工事収益でございますが、内管工事費に当たりまして2,411万272円、件数ですが、長南町102件、睦沢町62件で合わせて164件となっております。

次に、支出でございますが、2款ガス事業費用の合計で6億2,347万1,635円でございます。

1項1目ガス売上原価は、原ガス購入費で3億3,138万8,338円、2項9目の修繕費、3,503万1,730円は長南供給所1号ガスホルダーの10年ごとの開放検査工事及び検漏ガスメーター修理等でございます。

20目の委託作業費2,371万1,124円は、メーター検針、ガス本支管漏えい検査及び消費調査、企業会計の制度改正に伴うシステム改修の委託料でございます。

27目固定資産除却費及び30目減価償却費は、資本的収支の不足額の補填財源に充当する資金となるものでございます。

3項一般管理費は、給料など、人件費と財務会計などのパソコンリース料の支出でございます。

4項営業雑費用、1目受注工事費用は、指定工事店に支払いました164件分の内管工事費でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

平成25年度の固定資産明細でございます。

中ほどの欄になりますが、当年度末現在高は土地、機械装置、導管及びガスメーター等を含め、計の欄60億1,280万7,397円。減価償却累計額は、累計で22億1,906万8,478円、そして年度末の償却未済額は、右側の一番下の欄になりますが、37億9,373万8,919円となっております。

次の17ページは、企業債の明細一覧表でございます。借入資本金は全部で25件になりますが、25年度末の未償還残額は、表一番下合計欄で、4億7,447万626円となっております。

19ページ以降につきましては、参考資料として長南町、睦沢町に分けたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。ガス事業会計の決算報告書でございます。税込みの表示となっております。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入では、1款ガス事業収益の決算額6億6,458万9,941円、下の表支出では、1款ガス事業費用の決算額6億4,965万5,928円となっております。各項の内容につきましては、先ほど15ページで説明をさせていただきましたので、省かせていただきたいと思います。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入の決算額5,035万8,700円、1項企業債4,000万円、2項工事負担金

1,035万8,700円、この負担金は広域水道及び東日本高速道路からの負担金でございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出の決算額 1 億6,607万5,502円、1 項建設改良費 1 億3,721万5,087円、2 項企業債償還金 2,886万415円でございます。

なお、収入額が支出額に不足する額 1 億1,571万6,802円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

平成25年4月から平成26年3月までの1年間のガス事業の経営状況を表したものでございます。先ほどの1 ページの収益的収入支出を税抜きで表示したものでございます。

1、営業収益から2、営業費用を引いた額、左側一番下の営業利益1,773万7,149円となっております。右側の中段になりますが、営業外損失で819万4,821円となっております。先ほどの営業利益1,773万7,149円から営業外損失で819万4,821円を引きますと、経常利益952万2,328円となります。前年度からの繰越利益剰余金 4,352万2,583円を加えまして、当年度末処分利益剰余金を5,308万4,911円とさせていただくものでございます。

次に、4 ページをお願いします。

剰余金計算書でございます。

この計算書は資本金、剰余金をあらわしたものでございまして、一番下の行に当年度末残高を記載しております。

左から自己資本金 3 億9,692万2,433円、借入資本金 4 億7,447万626円、その次に補助金から工事負担金までが資本剰余金であり、中ほどになりますが、合計で29億4,859万8,698円であります。

その右側3番目ですが、利益剰余金の当年度末処分剰余金が先ほどの損益計算書で説明させていただきましたが、5,308万4,911円となります。資本合計では一番下の右側の欄ですが、39億7,936万2,235円でございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案でございます。

表右側の当年度の末処分利益剰余金が5,308万4,911円となりまして、今回議会の議決による処分額としまして、うち3,000万円を白ガス管改善工事などの財源として、建設改良積立金に積み立てをする利益の処分とさせていただき、残余2,308万4,911円を繰り越すものでございます。建設改良積立金は3,000万円を加えまして、1 億2,767万6,646円とさせていただくものでございます。

次に、6 ページをお願いします。

平成25年度の貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成26年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、資産合計が左下の二重線になりますが、40億

7,965万7,251円となっております。右側になりますが、負債合計、資本合計を合わせまして右側の一番下の二重線となりますが、負債、資本合計で40億7,965万7,251円となっております。複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、平成25年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第9、議案第1号から日程第26、認定第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。日程第9、議案第1号から日程第26、認定第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日、11日は、午前9時から会議を開きます。本日はこれで散会とします。どうもご苦労さまでした。

（午後 3時40分）